

工事起工(変更)設計書

	理事長	常務理事	事務局長	副部長	施設管理監	総務部員	設計者
決裁							

施工年度	令和 7 年度		
工事名	山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修電気設備工事		
工事場所	下関市豊前田町三丁目3番1号 地内		
予定期	令和 8 年 月 日 から 令和 8 年 8 月 31 日 まで (日間)		
執行方法	請負	一般競争入札	地方自治法施行令第167条第6号
		随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

	予算額	設計額 (消費税を含む)	請負額 (消費税を含む)	備考
起工	円	円	円	
変更(第回)				
変更(第回)				
指示事項				

名 称		規 格・寸 法	数 量	単 位	单 價	金 額	備 考
		山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修電気設備工事					工期:7か月
(直接工事費)							
A-2	電気設備工事		1.0	式			
	計						
B-2	共通仮設費		1.0	式			
C-2	現場管理費		1.0	式			
D	一般管理費等		1.0	式			
	計						
	合 計 (工 事 價 格)						

名 称		規 格・寸 法	数 量	単 位	单 價	金 額	備 考
A-2	電気設備工事						
1	電灯設備	電灯分岐	1.0	式			
		コンセント分岐	1.0	式			
2	動力設備	動力幹線	1.0	式			
		動力分岐	1.0	式			
3	中央監視制御設備		1.0	式			
4	発生材積込・運搬・処分		1.0	式			
	計						

名 称		規 格・寸 法	数 量	単 位	单 價	金 額	備 考
1	電灯設備	電灯分岐					
	電灯分岐						
	だんだんベンチ	1	1.0	式			
	だんだんベンチ	2-①	1.0	式			
	だんだんベンチ	2-②	1.0	式			
	照明電源盤1		1.0	面			
	照明電源盤2		1.0	面			
	電線	IE 2.0 管内	80.0	m			
	電線	IE 2.0 PF管内	33.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-2C 管内	65.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-2C ラック上	15.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-3C 管内	133.0	m			
	ケーブル	EEF2.0-3C ラック上	22.0	m			
	ケーブル	CE3.5-3C PF管内	71.0	m			
	電線管	PF28 露出	71.0	m			

名 称		規 格・寸 法	数 量	単 位	单 價	金 額	備 考
	電線管	E25 露出	8.0	m			
	プルボックス	200×200×200	4.0	個			
	プルボックス	300×300×200	3.0	個			
	ボンディング	E25	4.0	箇所			
	はつり補修	38 φ	4.0	箇所			
	撤去		1.0	式			
	再取付		1.0	式			
	計						

名 称		規 格・寸 法	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
1 電灯設備		コンセント分岐					
	防水コンセント	2P15AE×2抜止形 スマートカバー付	2.0	個			
	ケーブル	EEF2.0-3C 管内	91.0	m			
	電線管	E19 露出	19.0	m			
	丸型露出ボックス	E19・1方出	2.0	個			
	ボンディング	E19	2.0	箇所			
	計						

名 称		規 格・寸 法	数 量	单 位	单 価	金 領	備 考
2	動力設備	動力分岐					
	動力盤改修	S-H01-1	1.0	面			
	動力盤改修	S-H02-1	1.0	面			
	動力盤改修	S-H03-1	1.0	面			
	撤去		1.0	式			
	計						

名 称		規 格・寸 法	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
4	発生材積込・運搬・処分						
	(発生材積込み)						
	発生材積込み	金属くず	0.1	m3			
	発生材積込み	ガラスくず	0.1	m3			
	発生材積込み	銅	130.1	kg			
	(発生材運搬)						
	発生材運搬	金属くず	1.0	回			
	発生材運搬	ガラスくず	1.0	回			
	発生材運搬	銅	1.0	回			

名 称	規 格・寸 法	数 量	単 位	单 価	金 額	備 考
(発生材処分)						
発生材処分	電気設備工程 0.02t 金属くず	0.1	t			
発生材処分	電気設備工程 0.01m ³ ガラスくず	0.1	t			
スクラップ [°]	電気設備工程 銅 1号銅線	92.2	kg			
スクラップ [°]	電気設備工程 銅 2号銅線	37.8	kg			
産業廃棄物税		0.2	t			
計						

山口県国際総合センター
屋外エスカレーター跡地改修電気設備工事
実施設計図

2025年 12月
株式会社 NTTファシリティーズ

I. 工事概要

1. 工事概要（意匠記特記欄）

工事名称	山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修電気設備工事
施設主	一般財団法人山口県国際総合センター
住所	山口県下関市豊前田町3丁目3番1号
着工及び竣工月日	—
確認申請 確認日	—
確認番号	—
地名地番	—
住居表示	—
都市計画区域の内外の別等	—
用途地域	商業地域
防火指定	準防火地域
その他の区域、地区等	—
工事種別	改修工事

2. 物件概要

(印)の付いたものを適用する。(○印のついたものは適用しない。)

敷地面積	—
建築面積	7,841.05m ²
延床面積	6,971.23m ²
容積対象外面積	—
容積対象床面積	—
階数	地下 1階 地上 10階 塔屋 2階
基礎形式	—
構造種別	SRC造
構法別	—
最高の高さ	—
主要用途	複合（事務室、展示場、店舗、集会場等）
消防法別表	—
耐震地域	<input checked="" type="checkbox"/> 許可無し <input type="checkbox"/> 耐震審査 <input type="checkbox"/> 対震審査
耐火構造別	<input checked="" type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> その他

3. 工事項目

(●印の付いたものを適用する。 ○印のついたものは適用しない。)

工事項目	建物	外	外
電気設備工事			
電灯設備	●		
動力設備	●		
電熱設備	○		
雷保護設備	○		
航空用警灯等設備	○		
電気自動車充電設備	○		
受変電設備	○		
電力貯蔵設備	○		
発電設備	○		
構内情報通信網設備	○		
構内交換設備	○		
情報表示設備	○		
映像・音響設備	○		
拡声器	○		
誘導支援設備	○		
テレビ共同受電設備	○		
テレビ電波障害防除設備	○		
監視カメラ設備	○		
駐車場制御設備	○		
火災報知設備	○		
防犯・入退室管理設備	○		
中央監視制御設備	●		
構内配電線路	○		
構内通信線路	○		
撤去工事	○		

4. 関連する別途工事

山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修工事
—

II. 電気設備工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 開示仕様
開示仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」（以下、「開示仕様」という。）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和7年版」（以下、「標準図」という。）による。
- (2) 各工事において、関連のある事項はそれぞれの「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編）令和7年版」及び「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）令和7年版」による。また改修工事が発生する場合「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版」を適用する。
- (3) その他の適用箇所は下記による。
電気設備工事監理指針 令和7年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
機械設備工事監理指針 令和7年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
日本建築学会建築工事標準仕様書・同解説（JASS）
常緑工事真撮影要領（令和5年版）・同解説 工事写真的撮り方 建築設備（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

建築材料・設備機器等品質性能評価事業 建築材料等評価基準（令和7年版）

常緑工事電子納品書類 令和3年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

建設工事に伴う騒音擾乱対策技術指針（建設大臣官房技術参考事務通達昭和62.3改正）

建築設備耐震設計・施工指針 2014年版

官房施設の総合耐震基準および同解説（建設大臣官房官庁営繕部監修）

建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部設備課監修）令和6年版

建築設備設計・施工上の運用指針（国土交通大臣住宅局建築指導課監修）

2. 適用法令

適用法令は下記による。

建築基本法

消防法

火災予防条例（広島市）

危険物の規制に関する政令

水道法

下水道法

浄化槽法

水質汚濁防止法

ガス事業法

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

高圧ガス保安法

電気事業法

電気設備技術基準

電気用品安全法

騒音規制法

振動規制法

悪臭防止法

大気汚染防止法

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

建築物環境計画書制度

建築物環境配慮制度（CASBEE）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）

建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

計量法

駐車場法

航空法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

労働安全衛生法

宅品質保証法

その他本工事に關わる関連法律及び規格

3. 特記仕様

- (1) 項目または番号に 印の付いたものを適用する。 印のついたものは適用しない。
- (2) 特記事項に記載の項目番号（案、第、項番）は、開示仕様の該当項目、当該箇所又は当該表を示す。
- (3) 本特記仕様の項目、特記事項欄に記載のある【追加】、【追記】、【置換】は次による。
- ・【追加】：開示仕様に定めのない、本工事において追加した項目を示す。
 - ・【追記】：開示仕様に規定されている章、節、項に、規定を追加し適用することを示す。
 - ・【置換】：開示仕様に規定されている一部もしくはすべてを置き換えて適用することを示す。

4. 建物条件

(1) 階高

- 建物のそれぞれの階の階高は下表 4-1 による。
- 建物のそれぞれの階の階高は設計図による。

表 4-1 階高リスト

対象範囲				
上層階① (~)				
上層階② (~)				
中間階① (~)				
中間階② (~)				
1階				

(2) 地盤力

(7) 局部震度法による設備機器の地盤力

設計用水平地盤力 F_H （設計用船底地盤力 F_V ）は設計用標準水平震度 K_S 、地域係数 Z より

F_H = K_S · W (K) F_V = K_Y · W (K)

ここに、K_H : 設計用水平震度、K_Y : 設計用船底震度

K_H = K_S · Z K_Y = 1/2 · K_H

ここに、K_S : 設計用水平震度

地域係数 Z は、(1.0) とする。

設計用標準水平震度 K_S は下表 4-2-1 によるものとする。なお、設計用水平地盤力 F_H と設計用船底地盤力 F_V は同時に作用するものとする。表 4-2-1 設計用標準水平震度 K_S

設置場所	機器種別	● 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上 及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	上記以外の機器	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	上記以外の機器	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	上記以外の機器	1.0	0.6	0.6	0.4

上層階・中間階の定義は次による。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。中間階とは地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの（平屋建ての場合は無し）。

耐震クラス（S・A・B）の定義は「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」による。

(イ) 建築物の時刻歴応答解析が行われている場合の地盤力

編	項 目	特 記 事 項																		
第一編 用語の定義	● 1.1.2 【置換】 (ア) 「監理者」とは、この契約とは別に発注者・監理者間で締結された監理業者に関する契約に記載された監理者またはその委託を受けた監理者の業務を代理して行うものを言う。権限付仕様書及び改修工事権限付仕様書の「監督職員」は「監理者」に読み替える。ただし、監理者が、この工事の管理業者を行う場合には、公共工事における監督職員の業務範囲としての会計法、地方自治法、各種条例等に定める義務をすべて違うものではない。 (ケ) 「監理者に提出」とは、受注者が監理者に対し、工事にかかわる書面又はその他の資料に日付を明記し、受注者押印のうえ説明し、差し出すことという。 (ツ) 「契約書」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払いの請求に係る出来形部分等の確認及び引き渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするための発注者又は監理者に行う検査ということ。なお、現場管理組織の監査員による「竣工検査」と監理者の本社などの検査要員による「完成検査」からなる。 【追記】 (ホ) 「材料」とは、工事に使用する機器・材料・製品を総称している。 (ノ) 「受注者の検査」とは、工事の各段階で、材料または施工などについて受注者等自らが設計図書等との適合否を判断することという。 (ハ) 「事業者」とは、受注者と工事請負契約を締結した受注者をいう。	● 1.1.8 【置換】 (1) 設計図書に定められた内容に異議が生じた場合又は現場の納り、取り合い等の関係で設計図書によることが困難もしくは不都合が生じた場合は、書面をもって監理者を通じて設計者に通知し、設計者の指示を受ける。ただし、材料の仕様、取り付け位置、取り付け方法等の変更または取り付け数量を多少変更するなどの軽微な変更は監理者の指示による。 (2) 前(1)号において設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、1.1.14 による。 【置換】 (1) 特許権等 ① 本工事において、新たに特許、実用新案、意匠権等を出願する場合はあらかじめ監視者と協議を行うこと。 【追記】 (2) 本工事に使用する材料に関する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利に関する必要な手続きは受注者の責任において行うこと。工事中、竣工後に要らざる第三者からの異議、費用請求等があった場合は受注者の責任により対応を行うこと。 ● 1.1.14【追加】 【置換】 (1) 1.1.8(1) ただし書きにかかわる工事は監理者の指示により行う。この場合、請負金額の増減は行わない。 (2) 次に 1.1.8(2) において請負代金額の変更が必要な場合は、そのつど施工に着手する前に請負代金の増減を明示した請負代金増減内訳書(以下、「増減内訳書」という。)を提出し、監理者の承諾を受ける。このときに変更内容を明記した図面を合わせて提出する。 (3) 請負代金額を変更するときの工事単価は、原則として請負契約時の単価とする。ただし、急激な物価変動に係るものについては別途協議する。 (4) 本工事着工後、発注者から受注者に対してコストダウン策についての要請が有った場合、受注者はその旨を理解し協力すること。 (5) 受注者都合による工法変更、設置方式の変更、見積り落し及び実質工事等の工事費の増額は認めない。	● 1.1.9 【置換】 (1) 本工事を完成させるにあたり本工事に付帯して当然必要と認められる経営工事、機器、材料などは、設計図書等に記載がない場合でも本工事に含む。 (2) 本工事を完成させるために必要な工事及び費用は請負契約に含む。 ① 施工・材料 ○ 施工用機器、材料等の搬入に必要な施入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧、後片付け ○ 施工用機器、材料等の製作、検査に関する費用 ○ 地敷周辺における本工事の障害となるものの移設及び復旧 ○ 工事期間中の官公署その他関係機関の手続き及びその費用 ○ 工事用機器、材料等の搬入に必要な施入口及び通路の設置とそれに伴う補強、復旧、後片付け ● 1.1.16【追加】 【置換】 (1) 機器・材料・施工・工事についての施工図等・見本等に対する監理者の承諾は、次による。 ① 受注者による品質管理・確認の適正さを確認するために行われる。 ② 受注者から提出された施工図等・見本等に示される範囲の内容に対してなされる。 ③ 施工用いられた、又は工事目的に組み込まれた製品についての施工図等・見本等に対する監理者の承諾は、その外観と提出される書面による情報に基づいてなされる。 (2) 機器・材料・施工・工事に対する監理者の検査又は試験は、次による。 ① 工事請負契約書及び設計図書に基づいて、受注者等による品質管理・確認・自主検査の適正さを確認するために行うものである。 ② 監理者の検査は、立ち合いにより、又は受注者等の自主検査・工事写真その他の検査等の合法的的方法により行う。なお、監理者の立合い検査は原則として抽出により行う。 ③ 前号①、②にかかわらず、機器・材料・施工・工事が工事請負契約書、設計図書に適合しない場合、その責は受注者にあり、それらについての施工図・工作図・製作図・見本などに対する監理者の承諾、あるいはそれらに対する監理者の検査又は試験は、受注者の責任を軽減するものではない。 ④ 前号①、②にかかわらず、施工に用いられた、又は工事目的に組み込まれた製品の欠陥又はこれに類する原因による品質・性能・安全上の不具合がある場合は、その修補等の責は受注者が負う。 ● 1.1.17【追加】 【置換】 (1) 監理者に提出する書類(画面を除く)のうち、監理者の指示するものは、監理者と協議のうえ指定のコンピュータソフトにより作成し、CD-Rなどの電子媒体による電子データを添えて提出する。	● 1.1.18【追加】 【置換】 (1) 当該建物に關し、受注者が補助金申請を行う場合、受注者は画面作成、見積内容書作成、現地監査対応等に關し、受注者に協力すること。それに伴う費用は ○ 本工事に含む ○ 本工事に含まない 補助金申請対象 項目 申 請 先 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業) 一般社団法人静岡県環境資源協会 (SER)	● 1.1.19【追加】 【置換】 (1) 火災保険、建設工事保険、組立保険又は土木工事保険等のうち 1 以上に加入する。 契約期間の始期は、材料(仮設、型枠を除く)購入時以前とし、終期は、工事目的	● 1.2.1 【置換】 (1) 工事の着手に先立ち、または着手後速やかに実施工表を作成し、監理者に提出する。監理者は実施工表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。 実施工表は、着手から完成に至る工事全般の手順と日程の計画を表したもので、本工事の工程のほか、次の内容を記載する。 (ア) 主要な施工図・施工圖・施工計画図等の作成・提出・承認の日程 (イ) 建築主事・所轄消防署による中間検査など関係法令に基づく官公署の諸検査の日程 (ウ) 部分使用・部分引渡しの日程及び関係する検査の日程 (エ) 官公署への届出等手続きの日程 (オ) 完成時の諸検査の日程 (カ) 出来高目標 (キ) 通電工事の主要な日程 (ク) その他、工事の進行に關係する重要事項(引渡し、受電、主要な材料の見本決定など) (3) 実施工表に変更の必要が生じた場合は、関連工事と調整のうえ、速やかに修正実施工表を作成し、監理者に提出する。監理者は修正実施工表に問題があると認められる場合は、発注者及び受注者等にその旨を報告・通知する。 ● 1.2.2 【置換】 (1) 工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた施工計画書(総合施工計画書)を作成し、監理者の承諾を受ける。内容は次による他、監理者の指示による。 (ア) 工事概要、施工管理体制、現場運営形態、工種計画・工程管理、品質管理計画、総合仮設計画、近隣対策、安全衛生管理計画 等 (イ) 計画書、施工圖の一覧表を作成し、提出スケジュールを監理者と協議する。	● 1.2.3 【置換】 (6) 総合施工計画書は工事全体を通じて受注者等が行う工事組織の構成と運営、工事環境の整備と維持、工事請負契約に基づく監理者の対応などについて、本工事の特有の条件に適応した最適な方針を定めたものとする。また、監理者が監理方針書を示した場合は、それに基づいたものとする。 (7) 工程別施工計画書を作成し、監理者に提出する。このうち設計図書に定めるもの、あるいは監理者が指示するものについては、監理者の承諾を受ける。	● 1.2.4 【置換】 (4) 受注者は、施工図などの作成に先立ち総合プロット図(壁床、天井)を作成し承諾を受ける。また総合プロット図を基に総合図を作成し、監理者に提出する。尚、総合図とは、建築工事施工者による各平面詳細図、展開図、天井伏図等を元図とし、建築、構造、空調衛生設備、電気設備及び鋼造工事をすべての納まり調整のうえ同一面図(平面図、断面図、立面図)に記載したものとする。作成にあたっては、スリーブ等構造部体に關する部分に影響のない時期とする。 (5) 受注者は、施工図・工作図・製作図などは総合図に基づき作成するものとする。 (6) 監理者の指示する原寸図・型板などは、施工に先立つ適切な時期に作成し、監理者の承諾を受ける。 (7) 模型・ MOCKアップ・ モデルルームなどの作製、見本施工は次による。これらは、施工に先立つ適切な時期に実施し、監理者の承諾を受ける。 ① 模型の作製 ○ しない ○ する () ② 見本施工 ○ しない ○ する () ③ モックアップの作製 ○ しない ○ する () ④ モデルルームの作製 ○ しない ○ する () ⑤ 機器の機能確認 ○ する () (8) 受注者よりテナントリーシングに必要な画面等の作成依頼があった場合は、受注者は作成に協力し、監理者に提出する。 ① テナントリーシングに必要な白図の作成 ○ しない ○ する () ② テナントリーシングに必要な貸方基準の作成補助 ○ しない ○ する ()	● 1.2.5 【置換】 (6) 検査、試験又は設計図書に定められた確認などを行った場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 (7) 施工・試験などに対し監理者の立合いを受けた場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 (8) 書類などの監理者による審査を受けた場合は、終了後速やかに記録を作成し監理者に提出する。 (9) 工事写真的品目は「建築緑地工事電子納品手帳(平成 30 年版)」による。	● 1.3.1 【置換】 (3) 監理者が監理方針を示した場合は、それに基づいて工事運営及び施工管理を行ふものとする。 (4) 本工事の品質・工程・予算管理については、受注者による自主管理を原則とするが、受注者が管理方法、提出書類の書式、使用するソフトウェア等について指定する場合は、これに従うものとする。	● 1.3.2 【置換】 (2) (イ) 以外の施工条件は下記による。 (ア) 作業時間などは次による。 (ア) 計画図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に対する協定(以下「近隣協定」という。)に、作業内容、作業日・時間などについての定めがある場合はそれを遵守する。 (イ) 祝日・祝日又は夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって監理者に通知する。 (ア) 次に掲げる事項は請負金額に含むものとする。 (ア) 費粗金 本設の電力引込負担金は、 ● 本工事に含む ○ 本工事に含まない 本設引込み後、完成引込までの間の電力・ガス・上下水道の基本料金及び使用料金は、各種機器の試運転に要する費用を含め、全て本工事に含むものとする。ただし、増設、並設などで、既設建物での電力供給契約が継続されている場合の電力基本料金は除外。 (イ) 電気主任技術者 工事期間中の電気主任技術者選任料(名前料の一切の費用)は ● 本工事に含む ○ 本工事に含まない (イ) 工事関係者利用の進入路及びやむを得ない通行止め 進入路は、工事着手前に道路管理者の立合いを受け、その維持管理に努める。万一破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに現状復旧し、復旧工事完了後、監理者の承認を得ること。 (イ) 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保 (ア) 仮設現場事務所・資材置場・工事車両の駐車場所 (イ) 必要箇所の仮設カーボンマラの設置 (イ) 工事中の第三者的損害防止 ・付近の構築物、道路、地下埋設物等に損害を与えない万全の処置 ・騒音、振動等については公害防止条例その他の規定に即した養生及び防止対策 ※第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛糾を生じた場合は、受注者において解決し、その費用を負担する。 (イ) 公共施設等(下水道管等)に影響を及ぼした場合の復旧 (ア) 次に掲げる近隣対応は受注者が責任を持って行い、その費用を負担する。 (ア) 工事着手前の近隣住戸写真の事前撮影及び調査 (イ) 騒音、振動、防塵 (ア) 土・日曜・祝日の作業の通知 (ア) 平日における夜間作業の通知 (ア) 近隣住民への説明会(工事着手時を含む)並びに工事の配布及び工前説明会との間で交わす工事協定締結文書 (ア) 工事に起因する電波障害対策の適やかな実施 (ア) 別途工事の扱いは以下による。 別途工事の乗者と十分調整を取り、工事、検査、引渡しに支障の無いようになること。	● 1.3.3 【置換】 (2) (イ) 以外の施工条件は下記による。 (ア) 作業時間などは次による。 (ア) 計画図書又は工事現場近隣の住民との間で交わされる工事に対する協定(以下「近隣協定」という。)に、作業内容、作業日・時間などについての定めがある場合はそれを遵守する。 (イ) 祝日・祝日又は夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面によって監理者に通知する。 (ア) 次に掲げる事項は請負金額に含むものとする。 (ア) 費粗金 本設の電力引込負担金は、 ● 本工事に含む ○ 本工事に含まない 本設引込み後、完成引込までの間の電力・ガス・上下水道の基本料金及び使用料金は、各種機器の試運転に要する費用を含め、全て本工事に含むものとする。ただし、増設、並設などで、既設建物での電力供給契約が継続されている場合の電力基本料金は除外。 (イ) 電気主任技術者 工事期間中の電気主任技術者選任料(名前料の一切の費用)は ● 本工事に含む ○ 本工事に含まない (イ) 工事関係者利用の進入路及びやむを得ない通行止め 進入路は、工事着手前に道路管理者の立合いを受け、その維持管理に努める。万一破損等が生じた場合には、受注者の負担において速やかに現状復旧し、復旧工事完了後、監理者の承認を得ること。 (イ) 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保 (ア) 仮設現場事務所・資材置場・工事車両の駐車場所 (イ) 必要箇所の仮設カーボンマラの設置 (イ) 工事中の第三者的損害防止 ・付近の構築物、道路、地下埋設物等に損害を与えない万全の処置 ・騒音、振動等については公害防止条例その他の規定に即した養生及び防止対策 ※第三者の生命、財産に損害が生じた場合及び第三者との間に紛糾を生じた場合は、受注者において解決し、その費用を負担する。 (イ) 公共施設等(下水道管等)に影響を及ぼした場合の復旧 (ア) 次に掲げる近隣対応は受注者が責任を持って行い、その費用を負担する。 (ア) 工事着手前の近隣住戸写真の事前撮影及び調査 (イ) 騒音、振動、防塵 (ア) 土・日曜・祝日の作業の通知 (ア) 平日における夜間作業の通知 (ア) 近隣住民への説明会(工事着手時を含む)並びに工事の配布及び工前説明会との間で交わす工事協定締結文書 (ア) 工事に起因する電波障害対策の適やかな実施 (ア) 別途工事の扱いは以下による。 別途工事の乗者と十分調整を取り、工事、検査、引渡しに支障の無いようになること。	● 1.3.4 【置換】 (2) (オ) に示す発生材は次による。 ・ 発注者に引渡しを要するもの ○ 有 () ● 無 ・ 特別管理産業廃棄物 ○ 有 () ● 無 ・ 再利用及び再資源化を図るもの ○ 有 () ● 無 (ヒ) 工事により発生した建設廃棄物は、その収集から最終処理までを産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (ホ) 撤去品の一部に PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている場合には、監理者と協議のうえ別途指示する場所に運搬する。 (カ) 撤去品の一部にアスベストが含まれていた場合には、監理者に報告し、対応方法を協議すること。調査費、処分費用については別途協議とする。	● 1.3.5 【置換】 (2) (オ) に示す発生材は次による。 ・ 発注者に引渡しを要するもの ○ 有 () ● 無 ・ 特別管理産業廃棄物 ○ 有 () ● 無 ・ 再利用及び再資源化を図るもの ○ 有 () ● 無 (ヒ) 工事により発生した建設廃棄物は、その収集から最終処理までを産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (ホ) 撤去品の一部に PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている場合には、監理者と協議のうえ別途指示する場所に運搬する。 (カ) 撤去品の一部にアスベストが含まれていた場合には、監理者に報告し、対応方法を協議すること。調査費、処分費用については別途協議とする。	● 1.3.6 【置換】 (2) (オ) に示す発生材は次による。 ・ 発注者に引渡しを要するもの ○ 有 () ● 無 ・ 特別管理産業廃棄物 ○ 有 () ● 無 ・ 再利用及び再資源化を図るもの ○ 有 () ● 無 (ヒ) 工事により発生した建設廃棄物は、その収集から最終処理までを産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (ホ) 撤去品の一部に PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている場合には、監理者と協議のうえ別途指示する場所に運搬する。 (カ) 撤去品の一部にアスベストが含まれていた場合には、監理者に報告し、対応方法を協議すること。調査費、処分費用については別途協議とする。	● 1.3.7 【置換】 (2) (オ) に示す発生材は次による。 ・ 発注者に引渡しを要するもの ○ 有 () ● 無 ・ 特別管理産業廃棄物 ○ 有 () ● 無 ・ 再利用及び再資源化を図るもの ○ 有 () ● 無 (ヒ) 工事により発生した建設廃棄物は、その収集から最終処理までを産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (ホ) 撤去品の一部に PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている場合には、監理者と協議のうえ別途指示する場所に運搬する。 (カ) 撤去品の一部にアスベストが含まれていた場合には、監理者に報告し、対応方法を協議すること。調査費、処分費用については別途協議とする。	● 1.3.8 【置換】 (2) (オ) に示す発生材は次による。 ・ 発注者に引渡しを要するもの ○ 有 () ● 無 ・ 特別管理産業廃棄物 ○ 有 () ● 無 ・ 再利用及び再資源化を図るもの ○ 有 () ● 無 (ヒ) 工事により発生した建設廃棄物は、その収集から最終処理までを産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (ホ) 撤去品の一部に PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている場合には、監理者と協議のうえ別途指示する場所に運搬する。 (カ) 撤去品の一部にアスベストが含まれていた場合には、監理者に報告し、対応方法を協議すること。調査費、処分費用については別途協議とする。	● 1.3.9 【置換】 (2) (オ) に示す発生材は次による。 ・ 発注者に引渡しを要するもの ○ 有 () ● 無 ・ 特別管理産業廃棄物 ○ 有 () ● 無 ・ 再利用及び再資源化を図るもの ○ 有 () ● 無 (ヒ) 工事により発生した建設廃棄物は、その収集から最終処理までを産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (ホ) 撤去品の一部に PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている場合には、監理者と協議のうえ別途指示する場所に運搬する。 (カ) 撤去品の一部にアスベストが含まれていた場合には、監理者に報告し、対応方法を協議すること。調査費、処分費用については別途協議とする。	● 1.3.10 【置換】 (2) (オ) に示す発生材は次による。 ・ 発注者に引渡しを要するもの ○ 有 () ● 無 ・ 特別管理産業廃棄物 ○ 有 () ● 無 ・ 再利用及び再資源化を図るもの ○ 有 () ● 無 (ヒ) 工事により発生した建設廃棄物は、その収集から最終処理までを産業廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。 (ホ) 撤去品の一部に PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている場合には、監理者と協議のうえ別途指示する場所に運搬する。 (カ) 撤去品の一部にアスベストが含まれていた場合には、監理者に報告し、対応方法を協議すること。調査費、処分費用については別途協議とする。	● 1.3.11

第一 編 一 般 共 通 事 項	<p>(3) 監理者と協議した事項は、協議の経緯及び結果を記録して監理者に提出し、並んで監理者の押印を受ける。</p> <p>● 1.3.13 【追加】 識別</p> <p>(1) 機材・材料・製品等の誤用・混用を防止するための識別管理を行う。また、検査・試験の実施状況、不適合品についても識別管理を行う。</p> <p>(2) 識別管理が必要な対象と管理の方法について、あらかじめ監理者に報告する。</p> <p>● 1.3.14 【追加】 トレー サビリティ</p> <p>(1) 工事目的物に組み込まれた機器・材料・施工などについて、その履歴、使用又は所在を追うことのできるトレー サビリティ管理を行い、記録を監理者に提出する。</p> <p>(2) トレー サビリティ管理は設計図書に定めのあるものほか、次の条件に同時に該当する機器・材料・施工について行う。その対象と管理方法については、事前に監理者と協議のうえ定める。</p> <p>(ア) 識別記載がなければ、履歴や使用部位が違れないもの。</p> <p>(イ) 不具合が発生した場合、工事目的物の品質に重大かつ広範囲の影響を及ぼす恐れのあるもので、修補、取替えが困難なもの。</p> <p>第4章 機器及び材料</p> <p>● 1.4.1 環境への配慮</p> <p>【追記】</p> <p>(3) 本工事の遮蔽内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の質及び性能を有するものとし、次の（ア）から（オ）を満たすものとする。</p> <p>(ア) 合板、木質系フーリング、構造用パネル、集成材、単板複合材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ接着材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(イ) 保湿材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(ウ) 接着剤はタルタル酸ジアーピーチル及びタルタル酸ジーエチルヘキシルを含有しない、難燃性の可燃材を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシン、エチルペルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(エ) 施工材はホルムアルデヒド、トルエン、キシン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。</p> <p>(オ) (ア)、(ウ)及び(エ)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の</p>
---------------------------------------	--

O 1.7.3 保全に関する資料	<p>【置換】 (1) 保全に関する資料は、(ア)～(カ)によるほか次による。</p> <p>【追記】 (1) (キ) 電子機器のデータ提出方法は下記による。 <input type="radio"/> 保全マニュアル <input type="radio"/> 長期修繕計画書 <input type="radio"/> 儀器台帳 (書式は監理者の指示による) <input type="radio"/> 計算用メーターに関する資料 <input type="radio"/> その他 () (2) 提出部数は、下表による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分量・規格</th> <th>部 数</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>O 保全に関する資料</td> <td>(1) 部</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			分量・規格	部 数	備 考	O 保全に関する資料	(1) 部		<p>● 2.1.6 【追加】 保険設備</p> <p>本工事の施工にあたり、付近住民・隣接建物・工作物・通行人等に対して損害を与えないよう、必要な保護設備を計画し、監理者及び各関係者に承認を得て実施すること。万が一損害を与えた時は、速やかに応急処置や復旧工事を行い、これに要した費用は受注者の負担とする。</p> <p>第2章 土工事</p> <p>試験の内容と試験結果は下記による。なお、範囲は設計図による。 <input type="radio"/> する 深さ <input type="radio"/> しない</p> <p>構内の掘削による残土処分は以下によるものとし、その費用は請負費に含む。 <input type="radio"/> 現場説明書による。 <input type="radio"/> 構内の監理者指示場所に敷き廻しとする。 <input type="radio"/> 構内の監理者指示場所に堆積する。 <input type="radio"/> 構外へ搬出する。(約 km)</p> <p>第10節 インサート</p> <p>【追記】 (3) 電気室等で使用するインサートは、上階との温度差を確認し、結露防止対策を行うこと。 (4) 断熱材使用箇所のインサートは、断熱インサートを使用すること。</p> <p>第11節 その他</p> <p>改修標準仕様書第1編1.5.1 及び 1.5.2によるほか、下記による。</p> <p>(1) 事前調査項目 <input type="radio"/> 電力引込管路 <input type="radio"/> 通信引込管路 <input type="radio"/> その他 (エスカレーター用管路)</p> <p>(2) 当該設備調査方法 <input type="radio"/> 現地実測 <input type="radio"/> その他 ()</p> <p>(3) 地上管路の塗刷にあたっては、電気はもとより機械設備の配管についても確認を行わなければならぬこと。存在が推定される場合は手振りなどにより既設配管を傷めないよう配慮すること。</p> <p>改修標準仕様書第1編1.5.1 及び 1.5.2によるほか、下記による。</p> <p>(1) 既存のコンクリート床・壁の配管貫通部の穴あけは、設計図に特記のない限り、ダイヤモンドドリッパーによるものとする。</p> <p>(2) 穴あけ箇所の非破壊検査による埋設物の事前調査 (● 要 ○ 否) 非破壊検査実施後、埋設物と穴あけ箇所との位置関係を明記した「埋設物検査報告書」(任意様式)を取り纏め、監理者へ報告を行う。</p> <p>支障のある埋設物に対する対応については監理者及び関係者と協議を行い、貫通箇所の変更等が必要な場合は、変更案を書面によって監理者に提出し、承諾を得た後工事に着手するものとする。</p> <p>改修標準仕様書第1編1.8.1 から 1.8.6によるほか、以下による。 撤去工事の実施にあたっては以下に留意する。</p> <p>(1) 設計図に示してある撤去配管・配管については、撤去着手前に使用/未使用の確認のうえ、その旨の表示を行い監理者に報告する。なお、不要配管の撤去に施工上問題がある場合、確認部分で状況確認が出来ない場合は速やかに監理者に報告を行い、監理者の指示を得る。</p> <p>(2) 撤去指示の有無にらず、工事中に不明な配管配管、配線類及び地中埋設物(配管、配線等)を見出した場合は作業を中止し、速やかに監理者に報告を行い、対処方法等について監理者の指示を仰ぐ。</p> <p>(3) 有害物質を含む撤去 (ア) 分析によるアスペスト含有調査は下記による。 <input type="radio"/> 行う <input type="radio"/> 行わない (イ) 分析によるアスペスト含有の調査方法は下記による。 <input type="radio"/> JIS A 1481-2-3 <input type="radio"/> その他 ()</p> <p>(ウ) 設計図の調査により確認したアスペスト含有の恐れのある建材は以下による。 なお、下記表は設計時の調査により確認した内容であり、アスペスト含有の恐れのある建材の全数を示すものではないため、施工調査により確認する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>一般名称</th> <th>対象箇所 (廊・室・部位)</th> <th>面積番号 ()</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 組成は下記による。 <input type="radio"/> 墓壙拠分 <input type="radio"/> 中間処理品</p> <p>配管・配線が、コンクリートやブロック壁、主要な開仕切り等を貫通する場合は、貫通孔と配管配線の隙間をモルタル又は耐火バテ等適切な不燃材料で完全に補修する。また、防火区画、114条区画に使用する鋼製ボックス及びPF管の貫通穴、国土交通省大臣認定工法により確実に閉塞すること。</p> <p>電気設備の改修のため、在来設置の全部もしくは一部を停止する必要がある場合は、あらかじめその時期、工法、仮設計画等を監理者と協議し、施工要領書にまとめ提出する。また、事前に電気監理者と打ち合わせを行ったうえで作業を行うものとし、施設の運営に支障をきたさないよう留意する。</p>										一般名称	対象箇所 (廊・室・部位)	面積番号 ()	(一)		
分量・規格	部 数	備 考																							
O 保全に関する資料	(1) 部																								
一般名称	対象箇所 (廊・室・部位)	面積番号 ()																							
(一)																									
<p>● 2.1.7 【追加】 予備品</p> <p>予備品はメーカー標準及び設計図書に記載されたものとし、設備種類・システム毎に整理のうえ、リストにまとめ、適切な収容箱等に収め引き渡すこと。保管場所は監理者の指示による。</p>			<p>第1章 構 材</p> <p>第1節 電線類 (第 6 條にも適用する)</p> <p>【追記】 (2) 使用する電線種別は以下による。 <input type="radio"/> EM電線、EMケーブル <input type="radio"/> 一般電線、一般ケーブル ※ UTPケーブルは、用途に応じて色分けすること。 ※ EM電線、EMケーブル適用の場合は次による。 1) 接地線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線 (EM-I E) とする。 2) 国内一般電線・ケーブルの記載がある場合は、それぞれ EM電線、EMケーブルと読み替える。</p> <p>第2章 電線保護物類</p> <p>【追記】 (2) 使用区分 屋内 ● ねじし電線管 ○ 海綿電線管 屋外 ● 厚鋼電線管 (屋内含む) ○ ポリエチレン被覆電線管 ○ その他 (3) 屋外、トレンチ、ピットの電線保護物の支持材 (吊り金物、架台) 及び固定材 (ポルト・ナット) は次による。 ● 清潔亜鉛メッキ ○ ステンレス製</p> <p>第3章 配線器具</p> <p>【追記】 (2) 配線器具は (I) によるほか、次による。 (ア) コンセント仕様 <input type="radio"/> 特記がない限り、定格 125V15A 2 個用接地端子とする。 <input type="radio"/> 天井内及び天井面取り付けのコンセントは定格 125V15A ツイストロック又は抜け止め型とする。 <input type="radio"/> 屋外及び雨などの水気のある場所に取り設ける器具は、防水型 (防雨又は防湿構造のもの) とする。 (イ) コンセントの色別 (OA タップにも適用する) <input type="radio"/> コンセントの色は電線種別、用途により下記のとおりとする。 AC : ● 白 ○ 指定色 GC : ● 赤 ○ グレー ○ 指定色 太陽光自立回路 : ● 緑 (過電ランプ付) UPS : ○ 緑 ○ グレー ● 指定色</p> <p>(ウ) スイッチ ○ 一般形 <input type="radio"/> ワイドハンドル形 ○ 設計図による</p> <p>(エ) プレート ● 新金属製 (食食アルミ合金製) ○ 新金属製 (ピス無し) ● 対象範囲 (設備機械室・EPS 等)</p> ● 合成樹脂製 (パナソニック コスモシリーズ相当) ● 対象範囲 (会議室・打合せ室・事務室・廊下) ○ 対象範囲 () ○ 設計図による <p>(オ) フロアコンセントの種類 ○ アップコンセント (○ 銅金製 ○ アルミニウム製) ○ 上下可動型コンセント (○ 銅金製 ○ アルミニウム製) ○ 埋込み型インーコンセント ○ OA フロア用アップコンセント ● OA フロア用インーコンセント</p> <p>(カ) ● プレート及びスイッチ、コンセント等の組み合わせ見本を提出すること。 (ダ) 断熱材貯蔵所におけるインサートは、断熱インサートを使用する。</p>																						
<p>● 2.1.8 【追加】 工事用水・電力</p> <p>構内既存施設の工事用水・工事電力の使用の可否は下記による。</p> <p>(ア) 工事用水 <input type="radio"/> 利用不可 <input type="radio"/> 利用可 (○ 有償 ○ 無償)</p> <p>(イ) 工事電力 <input type="radio"/> 利用不可 <input type="radio"/> 利用可 (○ 有償 ○ 無償)</p>			<p>● 2.1.9 【追加】 交通整理員</p> <p>交通整理員は下記による。</p> <p>○ 連絡特記による</p>																						
<p>● 2.1.10 【追加】 工事用仮設物</p> <p>工事用仮設物は構内に作ることが、</p> <p>○ できる ○ できない</p>																									
<p>● 2.1.11 【追加】 管理者事務所</p> <p>管理者事務所は、</p> <p>○ 設置する (建築特記による) ● 設置しない</p> <p>(ア) 規格等 <input type="radio"/> 10 m² (1 号程度) <input type="radio"/> 20 m² (2 号程度) <input type="radio"/> 35 m² (3 号程度) <input type="radio"/> 55 m² (4 号程度) <input type="radio"/> 10</p>																									

O 1.12.6 器具類	仕様を決定すること。当該機器類の納入仕様書等には推奨感度電流値または漏れ電流値を記載すること。漏れ電流値により漏れ電流値を選定する場合、感度電流値は漏れ電流値の2倍以上とすること。 (オ) サーバー室など重要室の空調機用漏電遮断器の感度電流値は、原則100mA以下の感度電流値とし、空調機に必ず接続を施すこと。また、機器メーカー変更にも対応できるよう感度電流値可変タイプとすること。 (カ) ビル用マルチエアコンの室外機用遮断器のトリップ値は機器納入仕様書の基準電流値を確認し、同様以上を選定すること。 **【追記】** (7) (オ) 電力量計は設計図に記載のない場合は、検定付を使用する。 **【置換】** (14) 低圧用SPDは次によるほか、JIS C 5581-11「低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」による。 (ウ) 低圧用 SPD クラス II (JIS C 5581-11「低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」) に規定するクラス II の試験によるもの) 及び分離器用ヒューズの性能は、下記による。	低圧用 SPD クラス II の性能				--------------------	--------------	----------------		項目	単相 100V、200V	三相 400V		最大連続使用電圧	AC220V 以上	AC440V 以上		公称放電電流 (※1)	20kA 以上			電圧防護レベル	1,500V 以下	2,500V 以下 (※2)	備考：1級当たりとし、対地間の値を示す。 ※1：印加電流波形は、8/350μs の場合を示す。 ※2：対地電圧が、300V 以下の場合とする。 **低圧用 SPD クラス II 分離器用ヒューズの性能**	項目	性能		--------	------		定格電流	30A		公称放電電流	20kA		定格遮断容量	10kA	(エ) 低圧用 SPD クラス I (JIS C 5581-11「低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」) に規定するクラス I の試験によるもの) の性能は、下記による。	低圧用 SPD クラス I の性能				-------------------	--------------	----------------		項目	単相 100V、200V	三相 400V		最大連続使用電圧	AC220V 以上	AC440V 以上		公称放電電流 (※1)	20kA 以上			電圧防護レベル	1,500V 以下	2,500V 以下 (※2)	備考：1級当たりとし、対地間の値を示す。 ※1：印加電流波形は、10/350μs の場合を示す。 ※2：対地電圧が、300V 以下の場合とする。 (オ) 低圧用 SPD は故障表示付、警報機能付とする。 **第 1.2 節 制御盤** **【置換】** (1) 器具類は、IE3電動機の特性または負荷の特性に適合するものとする。 **【追記】** (4) (オ) インバータ機器を接続する遮断器は、インバータ回路用漏電遮断器とする。 **【一部置換】** (15) (オ) 高周波対策は(a)、(b)に要るほか、次のいずれかによる。 - リアクトル (AC 及び DC) を設ける。 ○ 設計図による。 **第 1.4 節 電気自動車充電装置** **【追記】** (3) 製作図に附属コード長さ、施工圖記載における対応車種検討図および対応可能な車種のリストを添付すること。 **【置換】** (ウ) 充電コネクタの附属コードの長さは、5m以上とする。 **第 1.7 節 接 地** 接地盤の材料は下記による。なお、接地棒EB(14φ)の長さは1500mm以上とし、10φ、14φは、W=40 とする。詳細は平面図による。 既存建物撤去及び本工事により、既存接地盤が撤去となる場合は、次表に掲げた数値を去された規模の接地盤を新設する。	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		-----------	--------------------	--------	-------------------------		O 共同接地	E A, D, C	10Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 共同接地	E A, D, C, E, L, B	2Ω以下	EB (14φ) × 3連-10組		O A 種	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O B 種	E B	※1	EB (14φ) × 3連-2組		O D 種	E D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O C 種	E C	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-1組		O 高圧避雷器用	E LH	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 低圧避雷器用	E LL	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 警 保 避 用	D A (LA)	Ω以下	O E P - 0. 9×2		O 構造体接地				**● 1.18.3 装柱材料**	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		------------------	----------	--------	-------------------------		O 交換機用	E T	Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 通電用	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 通電用	E D, E P	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 電線引込口の 保安器用	E L t	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 測定用	E O		EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ローラーアース用	E D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ELB 用	D E L B	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)	※1 : B種接地抵抗値は計算値によるが、電力会社と協議によるものとする。 **● 1.18.6 マンホール、ハンドホール及び埋設管**	項目	単相 100V、200V	三相 400V		-------------	--------------	----------------		最大連続使用電圧	AC220V 以上	AC440V 以上		公称放電電流 (※1)	20kA 以上			電圧防護レベル	1,500V 以下	2,500V 以下 (※2)	備考：1級当たりとし、対地間の値を示す。 ※1：印加電流波形は、8/350μs の場合を示す。 ※2：対地電圧が、300V 以下の場合とする。 **低圧用 SPD クラス II 分離器用ヒューズの性能**	項目	性能		--------	------		定格電流	30A		公称放電電流	20kA		定格遮断容量	10kA	(エ) 低圧用 SPD クラス I (JIS C 5581-11「低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法」) に規定するクラス I の試験によるもの) の性能は、下記による。	項目	単相 100V、200V	三相 400V		-------------	--------------	----------------		最大連続使用電圧	AC220V 以上	AC440V 以上		公称放電電流 (※1)	20kA 以上			電圧防護レベル	1,500V 以下	2,500V 以下 (※2)	備考：1級当たりとし、対地間の値を示す。 ※1：印加電流波形は、10/350μs の場合を示す。 ※2：対地電圧が、300V 以下の場合とする。 (オ) 低圧用 SPD は故障表示付、警報機能付とする。 **● 2.1.1 電線の接続** **【置換】** (10) (オ) ケーブル相引及び端末処理は、有資格者が行うものとし、その部分に資格者氏名、施工年月日を表示する。 (13) 電気配線の防爆については、労働省産業安全研究所の「工場電気設備防爆指針（ガス・蒸気防爆）」による。 (14) 情報・通信ケーブルの接続及び端末処理は電気通信工事担当者の有資格者が行う。資格別類は工事内容による。 **● 2.1.2 電線と機器端子との接続** **【置換】** (4) (オ) 太さによらず電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増し締め確認の表示を行う。盤等の裏背面に増締確認シールを貼付け、記載項目は確認日、確認者とする。 **【追記】** (6) 施工後、導体接続部の増し締め及びマーキングを行う。増し締めは作業員以外の第三者が行うものとし、マーキングは作業員により異なる色にて1回ずつ、最低計2回のマーキングを行うこと。また、増し締め確認シールを当該盤内に張り付けること。 **● 2.1.10 電線等の防火区画の貫通** **【置換】** (6) ケーブルの防火区画貫通処理は国土交通省大臣認定工法(防火キット等)又は前後1m 繁殖施工とする。 (7) 中空耐火隔仕切り壁にコンセント・スイッチ・ボックス等を設置する場合、国土交通省大臣認定工法による耐火構造を施すこと。 (8) 非常E LV乗降ロビー及び危険物施設は当該エリアに開通のない配管・配線の横断不可とする。 **● 2.1.12 菲路の外壁貫通等** **【追記】** (3) 屋外から接屋内に貫通される場合、水害の恐れの無い地域で、特に設計水位の指定がない場合は、原則として全面道路から600mm以上、及び敷地内地表から300mm以上のレベルで貫通を行う。 ● 水位の指定なし ○ 設計水位: GL+ (2,300) mm (4) 寒冷地においては積雪を考慮し、次の高さ以上での貫通を行う。 ○ 設計積雪高: GL+ () mm **● 2.1.13 耐震施工** **【追記】** (6) (イ) エキスパンション部分の処置と方法は以下による。 - 金具類可とう電線管又はPF管 ● ケーブル ○ 設計図による (7) (イ) 建物への引込み配管の地震・地盤沈下等による地盤変位の対応は、配管に見合った処置（標準図参照）を行うものとし、想定地下水量は次による。 ○ 0. 2m以下 ○ 0. 6m以下 ● 1m以下 下記の記載には行先、回路種別、電線種別・サイズ、施工年月日等を明記した表示をとりつけること。 - ① 配管外部配線 - ② 分電盤・動力制御盤・端子盤等（盤類全て）の 1 次側記録 - ③ ブルボックス・マンホール内の記録 - ④ ケーブルラック上のケーブル類 **● 2.1.14【追加】 電線類の表示** **● 2.1.16【追加】 記載本数、管路など**	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		------------------	----------	--------	-------------------------		O 交換機用	E T	Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 通電用	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 通電用	E D, E P	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 電線引込口の 保安器用	E L t	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 測定用	E O		EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ローラーアース用	E D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ELB 用	D E L B	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)	※1 : B種接地抵抗値は計算値によるが、電力会社と協議によるものとする。 **● 2.1.18.3 装柱材料**	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		------------------	----------	--------	-------------------------		O 交換機用	E T	Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 通電用	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 通電用	E D, E P	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 電線引込口の 保安器用	E L t	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 測定用	E O		EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ローラーアース用	E D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ELB 用	D E L B	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)	※1 : B種接地抵抗値は計算値によるが、電力会社と協議によるものとする。 **● 2.1.19.3 装柱材料**	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		------------------	----------	--------	-------------------------		O 交換機用	E T	Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 通電用	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 通電用	E D, E P	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 電線引込口の 保安器用	E L t	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 測定用	E O		EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ローラーアース用	E D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ELB 用	D E L B	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)	※1 : B種接地抵抗値は計算値によるが、電力会社と協議によるものとする。 **● 2.1.20.3 装柱材料**	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		------------------	----------	--------	-------------------------		O 交換機用	E T	Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 通電用	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 通電用	E D, E P	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 電線引込口の 保安器用	E L t	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 測定用	E O		EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ローラーアース用	E D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ELB 用	D E L B	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)	※1 : B種接地抵抗値は計算値によるが、電力会社と協議によるものとする。 **● 2.1.21.3 装柱材料**	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		------------------	----------	--------	-------------------------		O 交換機用	E T	Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 通電用	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 通電用	E D, E P	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 電線引込口の 保安器用	E L t	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 測定用	E O		EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ローラーアース用	E D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ELB 用	D E L B	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)	※1 : B種接地抵抗値は計算値によるが、電力会社と協議によるものとする。 **● 2.1.22.3 装柱材料**	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		------------------	----------	--------	-------------------------		O 交換機用	E T	Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 通電用	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 通電用	E D, E P	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 電線引込口の 保安器用	E L t	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O 測定用	E O		EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ローラーアース用	E D	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)		O ELB 用	D E L B	100Ω以下	EB (10φ) × 1 (L=1000mm)	※1 : B種接地抵抗値は計算値によるが、電力会社と協議によるものとする。 **● 2.1.23.3 装柱材料**	接地の種類	記 号	接地抵抗値	接 地 棒		--------	----------	--------	------------------		O 交換機用	E T	Ω以下	EB (14φ) × 3連一組		O 通電用	E A	10Ω以下	EB (14φ) × 3連-2組		O 通電用	E D, E P	100Ω以下	EB (10φ)	

● 2.18.2 施工の試験	<p>第18節 施工の立会及び試験</p> <p>【追記】</p> <p>(1) (ア) 接地抵抗の測定回数は次による。 接地盤埋設時及びコンクリート打設後 月 1 回測定 (イ) 順度測定箇所は次による。 一般部屋の順度測定：各部屋 5 間所以上 平面図に測定期位、高さを記載したもの及び各部屋の設計順度と測定値を一覧表にまとめ提出する。</p> <p>【置換】</p> <p>(1) (オ) 非常用の順度装置は、表 2.18.3 によるほか、次により順度測定を行う。 非常順度測定：各部屋 5 間所以上 平面図に測定期位、高さを記載のうえ提出する。</p> <p>【追記】</p> <p>(3) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、擬似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。</p>	<p>第5編 発電設備工事</p> <p>○ 2.7.2 ディーゼル発電機、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスター発電設備の試験</p> <p>○ 2.7.3 燃料電池発電設備の試験</p> <p>○ 2.7.4 熱供給発電設備（コージェネレーション設備）の試験</p> <p>○ 2.7.5 太陽光発電設備の試験</p> <p>○ 2.7.6 風力発電設備の試験</p> <p>○ 2.7.7 小出力発電設備の試験</p>	<p>第7編 中央監視制御設備工事</p> <p>○ 1.4.2 監視操作装置</p> <p>○ 1.4.5 電源装置</p> <p>○ 2.1.1 機器の据付け</p> <p>○ 2.3.2 施工の試験</p>	<p>第1章 機材</p> <p>第4章 監視制御装置</p> <p>【追記】</p> <p>(2) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、擬似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。</p> <p>【置換】</p> <p>(2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。</p> <p>【追記】</p> <p>(2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。</p> <p>【置換】</p> <p>(2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。</p> <p>【追記】</p> <p>(2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。</p> <p>【置換】</p> <p>(2) 各種検針メータの確認は、2.7.2(2)による。</p> <p>【追記】</p> <p>(1) (イ) (m) 端子盤内に他設備用端子などを設ける場合は、1.2mm以上の鋼板製セパレータ（着脱可能なもの）を設けること。</p> <p>第13節 監視カメラ装置</p> <p>【追記】</p> <p>(1) デスクトップタイプの監視装置の場合は、監視パソコン用机・椅子を必要敷入すること。尚、監視パソコンの転倒防止装置を施すこと。</p> <p>第15節 防犯・入退室管理装置</p> <p>【追記】</p> <p>(8) 監視パソコン用机・椅子、プリンタは必要敷入すること。尚、監視パソコンの転倒防止装置を施すこと。</p> <p>第2章 施工</p> <p>第3節 施工の立会い及び試験</p> <p>【追記】</p> <p>(4) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、擬似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。</p> <p>【追記】</p> <p>(1) 受電設備の法定点検実施形態は以下による。 ● 全停電にて実施 ○ 電源供給ながら実施 ○ 他系に切り替える場合（共通送配がある場合）は停電が発生 ○ 他系に切り替える場合でも無停電で実施 上記にて「電源供給ながら実施」を選択した場合、停電制御、停電時負荷規制の制御プロセスを機器側に記載すること。また、法定点検時ににおいて、電源供給が可能なら、概略法定点検手順を検討し、総合運動試験時に実施可能なことを確認すること。</p>	<p>別表-1 機器の取付け高さ</p> <p>監取付け機器の取り付け高さは、画面に記載のない場合は原則として以下による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>測 定</th> <th>取り付け高 [mm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラケット（一般）</td> <td>床上～中心</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>プラケット（壁面）</td> <td>"</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>プラケット（鏡上）</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>スイッチ（一般）</td> <td>床上～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>スイッチ（多機能使用用）</td> <td>"</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>コンセント、電話用ガット、テレビ端子（一般）</td> <td>"</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>コンセント、電話用ガット、テレビ端子（和室）</td> <td>"</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>コンセント、電話用ガット、テレビ端子（台上）</td> <td>台上～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>コンセント（土間）</td> <td>床上～中心</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>引出開閉器具（低圧）</td> <td>床上～上端</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>分電盤、制御盤、実験盤</td> <td>床上～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>開閉器具</td> <td>"</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>電動開閉器具用押ボタン</td> <td>"</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>接地用端子箱</td> <td>地上、床上～中心</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>試験用接続端子箱</td> <td>床上～下端</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>接地極設置</td> <td>地上～中心</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>給油ボックス</td> <td>地上～給油口</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>室内端子盤（底下・室内）</td> <td>床上～下端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>中間端子盤（EPS・電気室）</td> <td>地上～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>側吹計</td> <td>"</td> <td>1,500（上端 1,900 以下）</td> </tr> <tr> <td>子時計、スピーカ</td> <td>"</td> <td>（天井高）×0.9</td> </tr> <tr> <td>アッテネーター</td> <td>"</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>表示盤</td> <td>"</td> <td>（天井高）×0.9</td> </tr> <tr> <td>発信器（出光表示用）</td> <td>"</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>外部受付用インターホン（子機）</td> <td>"</td> <td>標準図による</td> </tr> <tr> <td>壁内インターホン（上記以外）</td> <td>"</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>呼出ボタン（多機能使用用）</td> <td>"</td> <td>900（400）</td> </tr> <tr> <td>復帰ボタン（〃）</td> <td>"</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>廊下表示灯（〃）</td> <td>"</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>テレビ機器収容箱</td> <td>天井下～上端</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>火報受信機（兼合型）</td> <td>床上～操作部</td> <td>800～1,500</td> </tr> <tr> <td>副受信機</td> <td>地上～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>自動機器収容箱</td> <td>"</td> <td>800～1,500</td> </tr> <tr> <td>発信機</td> <td>"</td> <td>800～1,500</td> </tr> <tr> <td>警報ベル</td> <td>"</td> <td>（天井高）×0.9</td> </tr> <tr> <td>表示灯</td> <td>"</td> <td>（天井高）×0.9</td> </tr> <tr> <td>運動制御器（自動閉鎖）</td> <td>"</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>ガス温れ焼却器（LP ガス）</td> <td>"</td> <td>床面から上端 300 以内</td> </tr> <tr> <td>ガス温れ焼却器（都市 ガス）</td> <td>天井面～中心</td> <td>（天井面）～200</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	測 定	取り付け高 [mm]	プラケット（一般）	床上～中心	2,100	プラケット（壁面）	"	2,500	プラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150	スイッチ（一般）	床上～中心	1,300	スイッチ（多機能使用用）	"	1,000	コンセント、電話用ガット、テレビ端子（一般）	"	300	コンセント、電話用ガット、テレビ端子（和室）	"	150	コンセント、電話用ガット、テレビ端子（台上）	台上～中心	150	コンセント（土間）	床上～中心	800	引出開閉器具（低圧）	床上～上端	1,500	分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500	開閉器具	"	1,500	電動開閉器具用押ボタン	"	1,300	接地用端子箱	地上、床上～中心	500	試験用接続端子箱	床上～下端	800	接地極設置	地上～中心	600	給油ボックス	地上～給油口	1,000	室内端子盤（底下・室内）	床上～下端	300	中間端子盤（EPS・電気室）	地上～中心	1,500	側吹計	"	1,500（上端 1,900 以下）	子時計、スピーカ	"	（天井高）×0.9	アッテネーター	"	1,300	表示盤	"	（天井高）×0.9	発信器（出光表示用）	"	1,300	外部受付用インターホン（子機）	"	標準図による	壁内インターホン（上記以外）	"	1,300	呼出ボタン（多機能使用用）	"	900（400）	復帰ボタン（〃）	"	1,800	廊下表示灯（〃）	"	2,000	テレビ機器収容箱	天井下～上端	200	火報受信機（兼合型）	床上～操作部	800～1,500	副受信機	地上～中心	1,500	自動機器収容箱	"	800～1,500	発信機	"	800～1,500	警報ベル	"	（天井高）×0.9	表示灯	"	（天井高）×0.9	運動制御器（自動閉鎖）	"	1,500	ガス温れ焼却器（LP ガス）	"	床面から上端 300 以内	ガス温れ焼却器（都市 ガス）	天井面～中心	（天井面）～200
名 称	測 定	取り付け高 [mm]																																																																																																																											
プラケット（一般）	床上～中心	2,100																																																																																																																											
プラケット（壁面）	"	2,500																																																																																																																											
プラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150																																																																																																																											
スイッチ（一般）	床上～中心	1,300																																																																																																																											
スイッチ（多機能使用用）	"	1,000																																																																																																																											
コンセント、電話用ガット、テレビ端子（一般）	"	300																																																																																																																											
コンセント、電話用ガット、テレビ端子（和室）	"	150																																																																																																																											
コンセント、電話用ガット、テレビ端子（台上）	台上～中心	150																																																																																																																											
コンセント（土間）	床上～中心	800																																																																																																																											
引出開閉器具（低圧）	床上～上端	1,500																																																																																																																											
分電盤、制御盤、実験盤	床上～中心	1,500																																																																																																																											
開閉器具	"	1,500																																																																																																																											
電動開閉器具用押ボタン	"	1,300																																																																																																																											
接地用端子箱	地上、床上～中心	500																																																																																																																											
試験用接続端子箱	床上～下端	800																																																																																																																											
接地極設置	地上～中心	600																																																																																																																											
給油ボックス	地上～給油口	1,000																																																																																																																											
室内端子盤（底下・室内）	床上～下端	300																																																																																																																											
中間端子盤（EPS・電気室）	地上～中心	1,500																																																																																																																											
側吹計	"	1,500（上端 1,900 以下）																																																																																																																											
子時計、スピーカ	"	（天井高）×0.9																																																																																																																											
アッテネーター	"	1,300																																																																																																																											
表示盤	"	（天井高）×0.9																																																																																																																											
発信器（出光表示用）	"	1,300																																																																																																																											
外部受付用インターホン（子機）	"	標準図による																																																																																																																											
壁内インターホン（上記以外）	"	1,300																																																																																																																											
呼出ボタン（多機能使用用）	"	900（400）																																																																																																																											
復帰ボタン（〃）	"	1,800																																																																																																																											
廊下表示灯（〃）	"	2,000																																																																																																																											
テレビ機器収容箱	天井下～上端	200																																																																																																																											
火報受信機（兼合型）	床上～操作部	800～1,500																																																																																																																											
副受信機	地上～中心	1,500																																																																																																																											
自動機器収容箱	"	800～1,500																																																																																																																											
発信機	"	800～1,500																																																																																																																											
警報ベル	"	（天井高）×0.9																																																																																																																											
表示灯	"	（天井高）×0.9																																																																																																																											
運動制御器（自動閉鎖）	"	1,500																																																																																																																											
ガス温れ焼却器（LP ガス）	"	床面から上端 300 以内																																																																																																																											
ガス温れ焼却器（都市 ガス）	天井面～中心	（天井面）～200																																																																																																																											
● 1.1.5, 1.6, 4 室内器具類	<p>第1章 機材</p> <p>第1節 キューピクル式記録器、第3節 麦庄経盤 第6節 開放形配電盤</p> <p>【置換】</p> <p>(1) (ア) 選断器は、表 1.1.9 に示すいずれかの規格によるほか、次による。 ① 減電遮断機（ELCB） ELCB の選定は、内蔵規格によるものとする。 ELCB の選定にあたり、納入機器の推奨遮断電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設置者及び監理者に書面にて報告の上、その仕様を決定すること。 該当機器類の納入仕様書等には推奨遮断電流値または漏れ電流値を記載すること。 漏れ電流値によりELCBを選定する場合、感度電流値は漏れ電流値の2倍以上とすること。 ② サーバー室など重要室の空調機用 ELCB の場合 サーバー室など重要室の空調機用 ELCB の感度電流値は、原則 100mA 以上の感度とし、空調機に必ず接続すること。また、機器メーカー更にに対応できるよう感度電流値可変タイプとすること。 (2) 純絶縁監視装置、漏電リレー（ELR）は感度電流値可変型とし、納入機器の感度電流値もしくは漏れ電流値を製造者に確認し、設置者及び監理者に書面にて報告の上、その仕様を決定すること。</p> <p>第2章 施工</p> <p>第3節 施工の立会い及び試験</p> <p>【追記】</p> <p>(4) 各種検針メータの確認は、計量値が変化する十分な時間をあけて全数3回以上確認する。負荷がなく計量値が変化しない場合は、擬似負荷等を設置し確認する。中央監視装置や集中検針装置で管理する場合は、各種検針メータと中央監視装置等との計量値の整合を3回以上確認する。完成引渡時・取扱い説明時に、建物維持管理担当への引継ぎを行う。</p>	<p>第6編 通信・情報設備工事</p> <p>○ 1.4.2 端子盤等</p> <p>○ 1.13.1 一般事項</p> <p>○ 1.1</p>																																																																																																																											

機器凡例

記号	名称	適用	取付高(特記無)	備考
電灯分岐設備				
■	だんだんベンチ照明電源盤			仕様は結線図参照
■	分電盤			既設
■	動力盤			既設
□	フットライト	F D L 1 3 W 壁埋込型 1 9 4 x 2 7 0 1 0 0 D		既設
—	だんだんベンチ間接照明	テープライト		間接照明仕様参照
コンセント分岐設備				
⑪ WP	防水コンセント	壁付 2 P 1 5 A E付×2 抜止形 スマートカバー付(簡易鍵付)	F L + 3 0 0	
		スマートカバー付(簡易鍵付)		
		パナソニック WK 4 7 0 2 Q相当品		

共通凡例

記号	名称	適用
■	ブルボックス	
□	位置ボックス	
●	はつり(穴あけ)個所を示す	
(再)	再使用品を示す。	
—	埋込配管配線	屋外の場合は、地中埋設配管配線
---	露出配管配線	
---	天井内ころがし配線	
---	床いんべい配線	
↑ ↓	立上り、引下げ	
—	立下げ配線保護箇所を示す。	

だんだんベンチ 間接照明仕様

だんだんベンチ1 間接照明	テープライトストリムDF(TLSD-28K)	2800K L=6,082mm	6
	アルミ曲線チャンネル(FAC15-01TSD)	1m	3 7
だんだんベンチ2 - 間接照明			
	テープライトストリムDF(TLSD-28K)	2800K L=2,567mm	4
	アルミ直線チャンネル(FAS00-01TSD)	1m	1 2
だんだんベンチ2 - 間接照明			
	テープライトストリムDF(TLSD-28K)	2800K L=3,137mm	1
	"	2800K L=2,709.5mm	1
	"	2800K L=2,614.5mm	1
	"	2800K L=2,377mm	1
	"	2800K L=809.5mm	1
	"	2800K L=429.5mm	1
	アルミ直線チャンネル(FAS00-01TSD)	1m	1 5

配線凡例

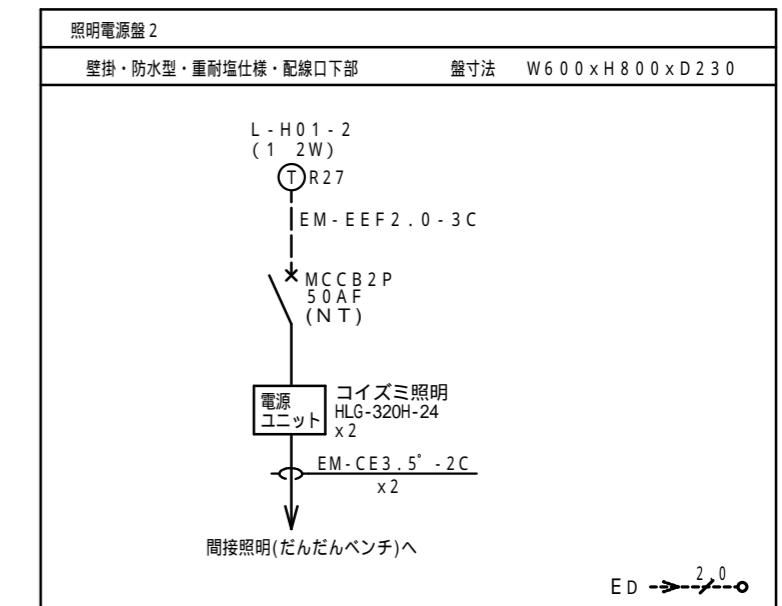
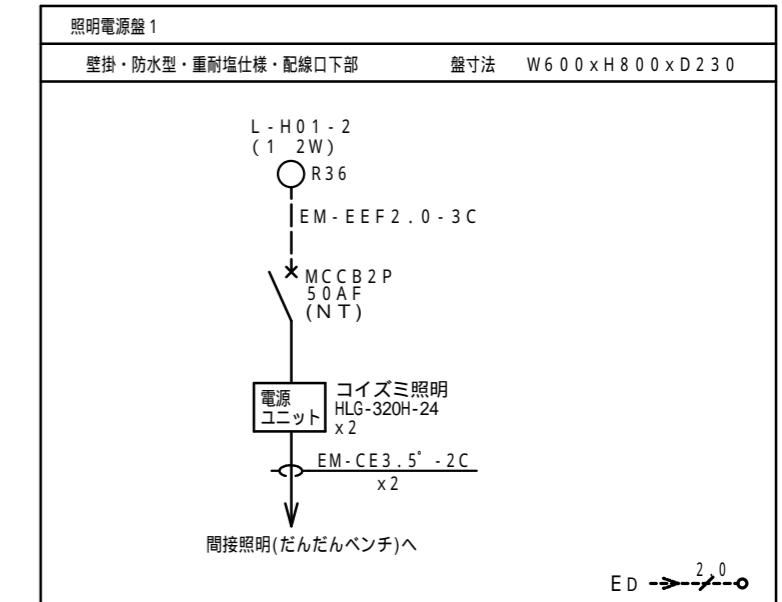
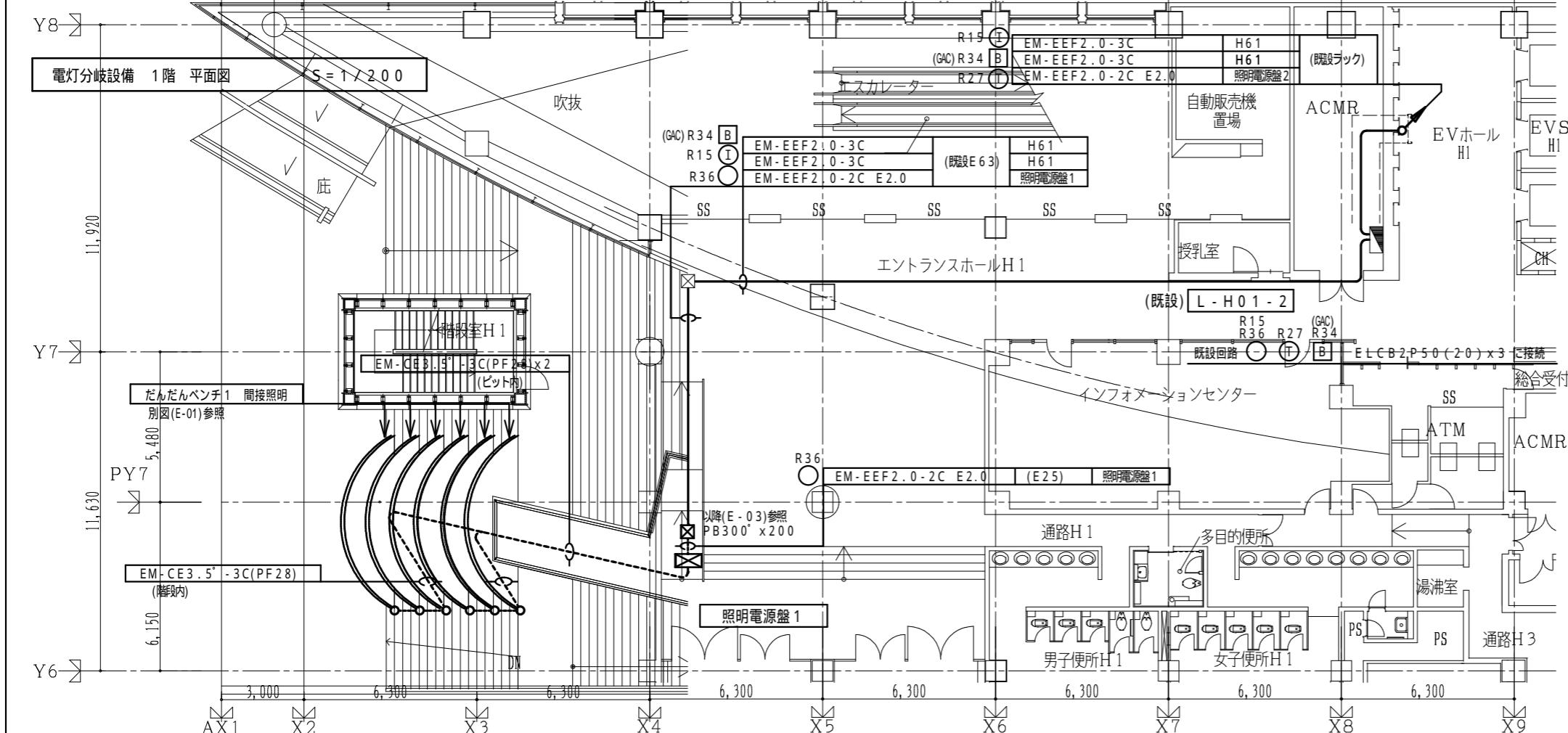
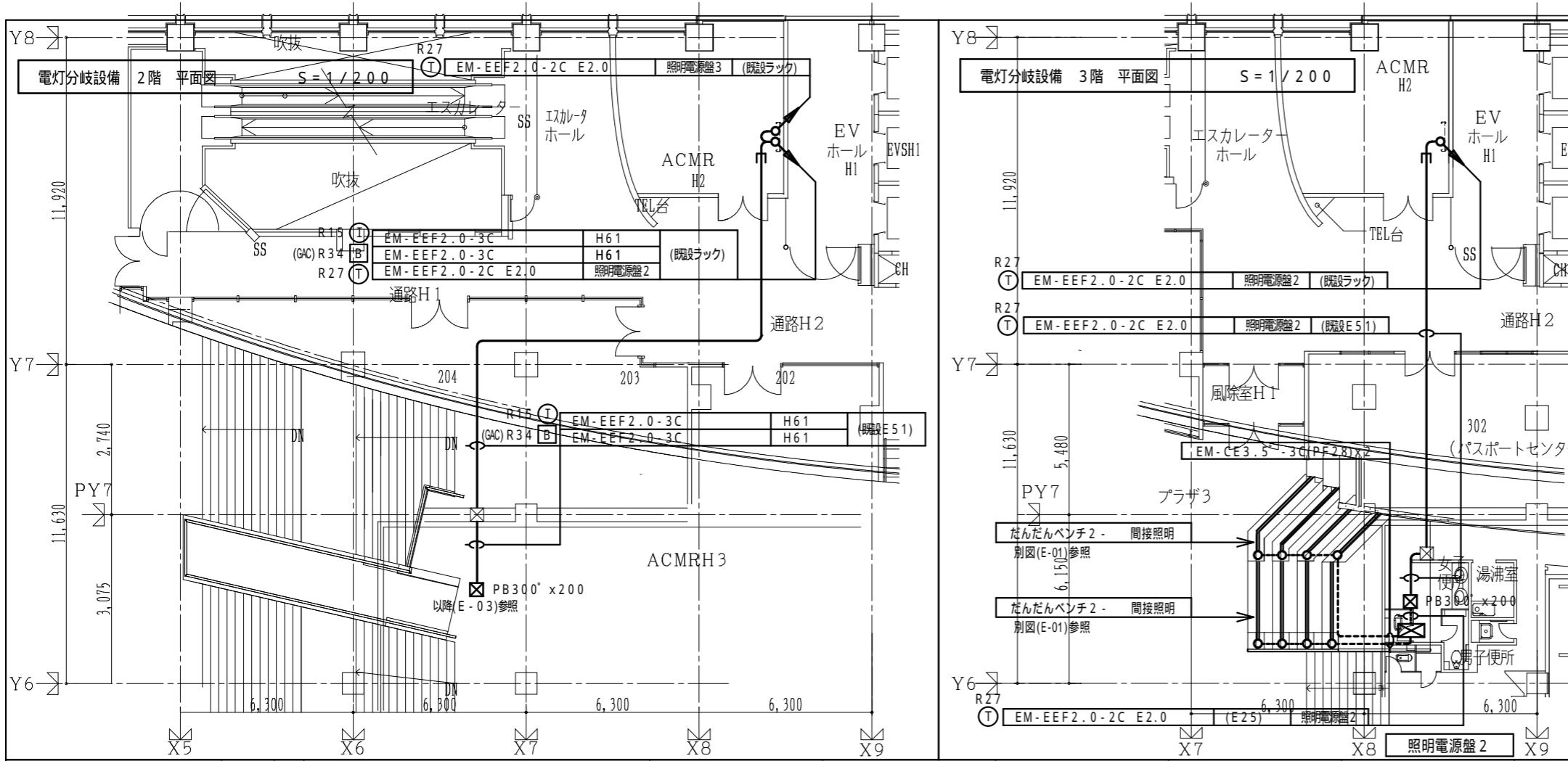
1) 図中特記なき配管配線サイズは、下記による。
電灯分岐設備
2 F 3 E M - E E F 2 . 0 - 3 C 天井内ころがし 保護管 PF 1 6 E 1 9 MMA -
(既1.6) E M - I E 2 . 0 x 3 (既設1.6)
(既1.6) E M - I E 2 . 0 x 4 (既設1.6)
(既2.2) E M - I E 2 . 0 x 5 (既設2.2)
(既2.2) E M - I E 2 . 0 x 6 (既設2.2)
(既2.2) E M - I E 2 . 0 x 7 (既設2.2)
2) 防火区画部分は区画貫通処理材(国土交通大臣認定品)を使用の上処理する。
3) 配線露出部分は保護すること。

ボックス記号表

記号	適用
◇	既設ボックス

注記

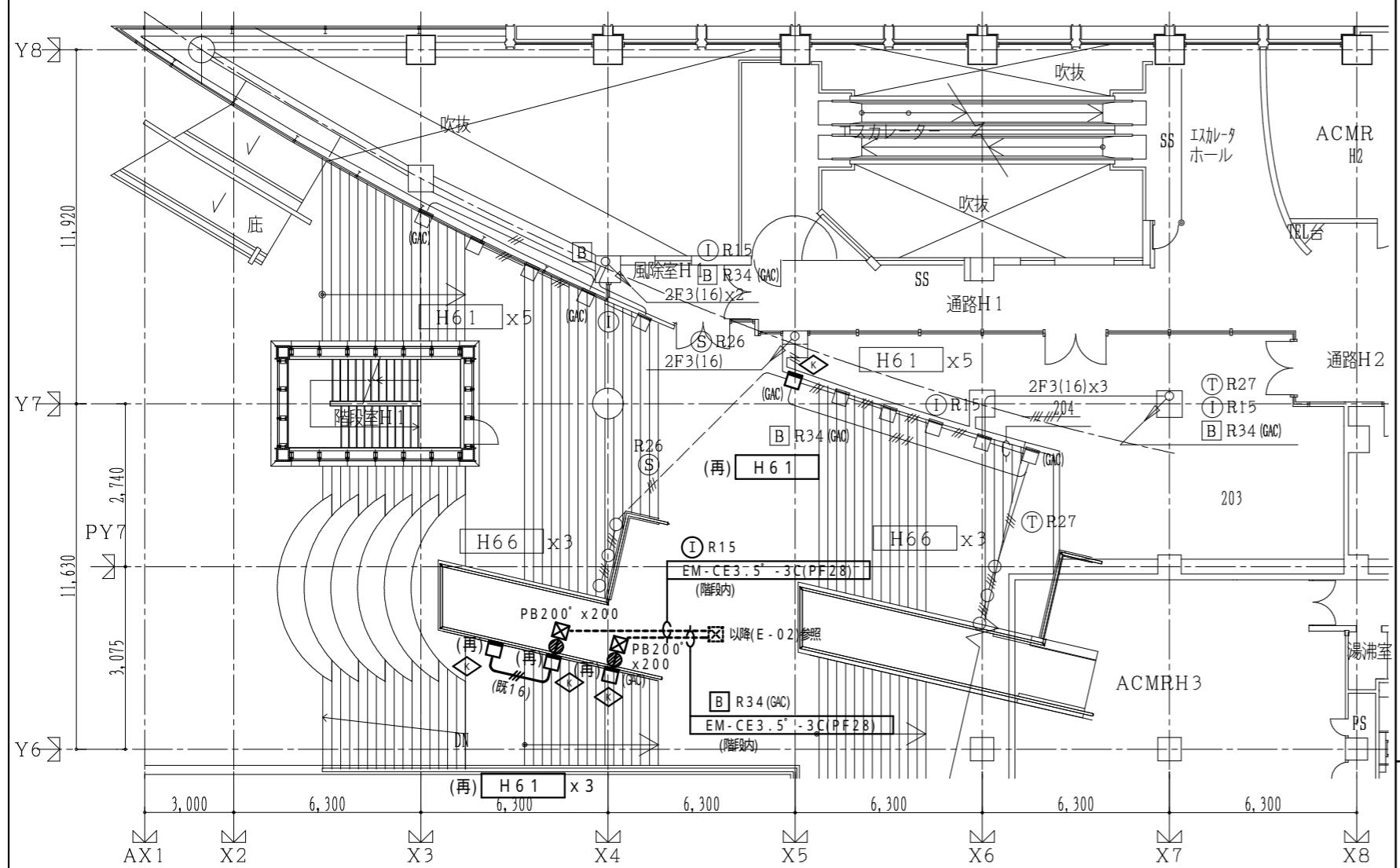
1) 太線は本工事、細線及び破線もしくは《 》は別途工事もしくは既設を示す。
2) 以下機器は、納入仕様書を準備し手配前に監理者の承諾を得ること。 照明器具、照明制御機器、コンセント、盤
3) 工事着手前に各設備の総合図(平面図)を作成し監理者の承諾を得ること。
4) 分電盤改造は、盤改造図を事前に監理者へ提出し承諾を得ること。
5) P・BOX蓋へ入線した配線の設備種別をテプラ表示すること。
6) 特記無きケーブル引下り箇所は露出部は1種金属線び(メタルモール)又は金属管、インペイ部はPF管等にて保護の事。
7) E x p . J 部分ではフレキ配管に收め階高の1 / 2 0 0 以上の変位に耐えうる対策を施すこと。
8) スイッチプレートは特記なき場合、原則新金属製としビスが露出しないもの(Panasonic製2型相当品)を使用すること。
9) 工事で発生する部分停電作業は事前に仮電源救済の必要有無を確認し必要な場合は仮設発電機にて電源救済すること。
10) フル2線のスケジュール変更とグループ変更を行うこと。



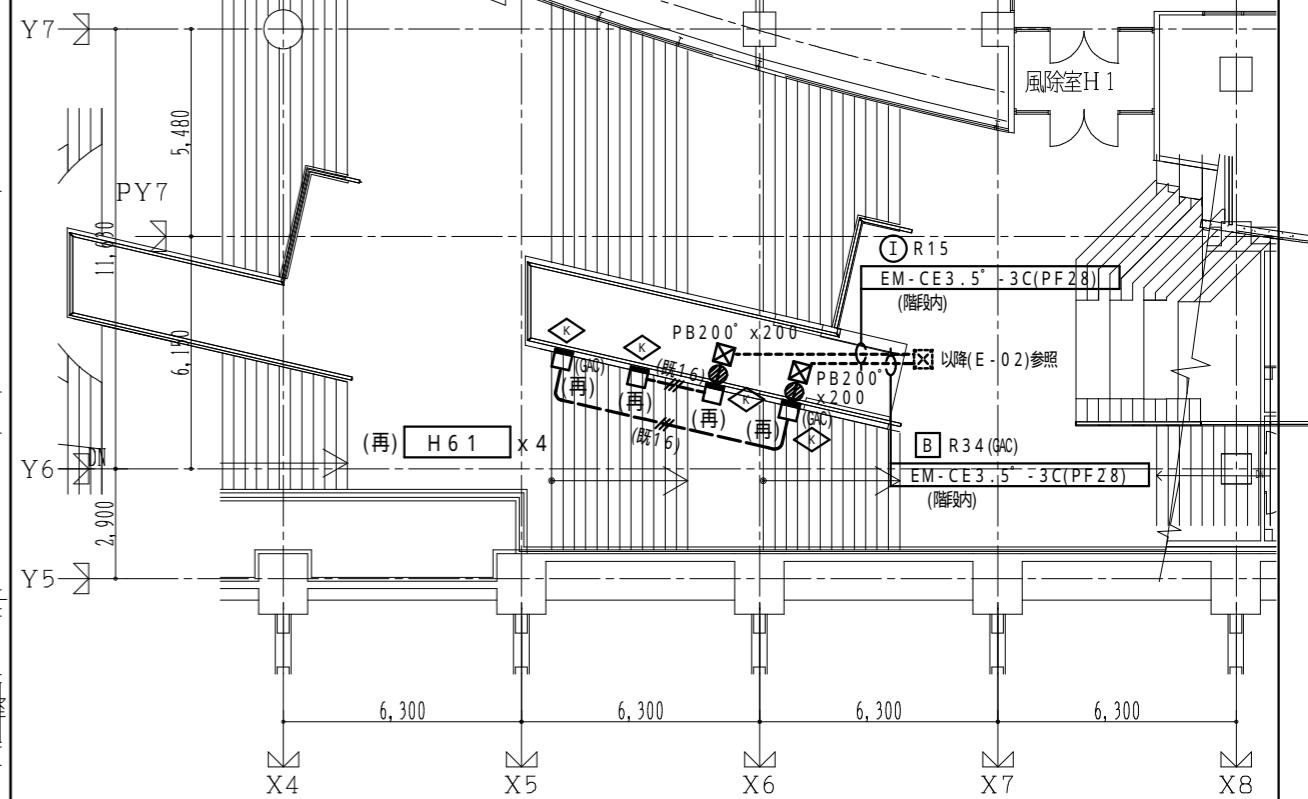
電灯分岐設備 2階 平面図

S = 1 / 2 0 0

S = 1 / 2 0 0

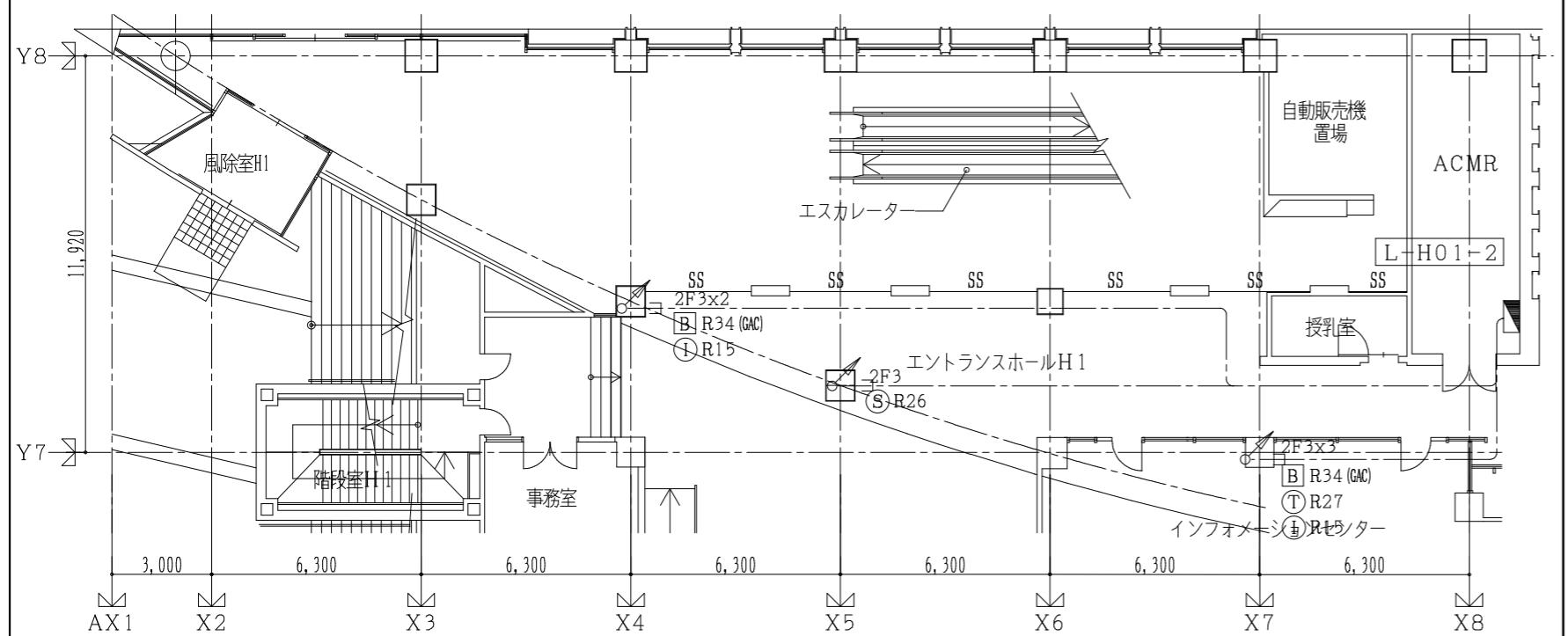


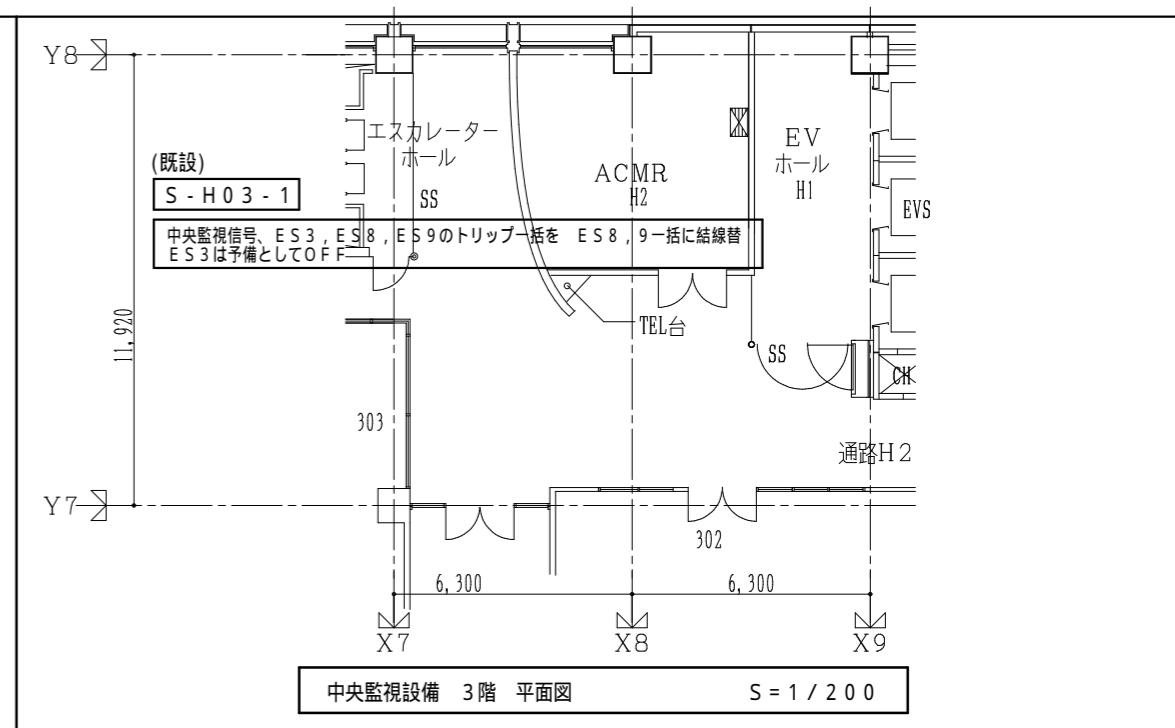
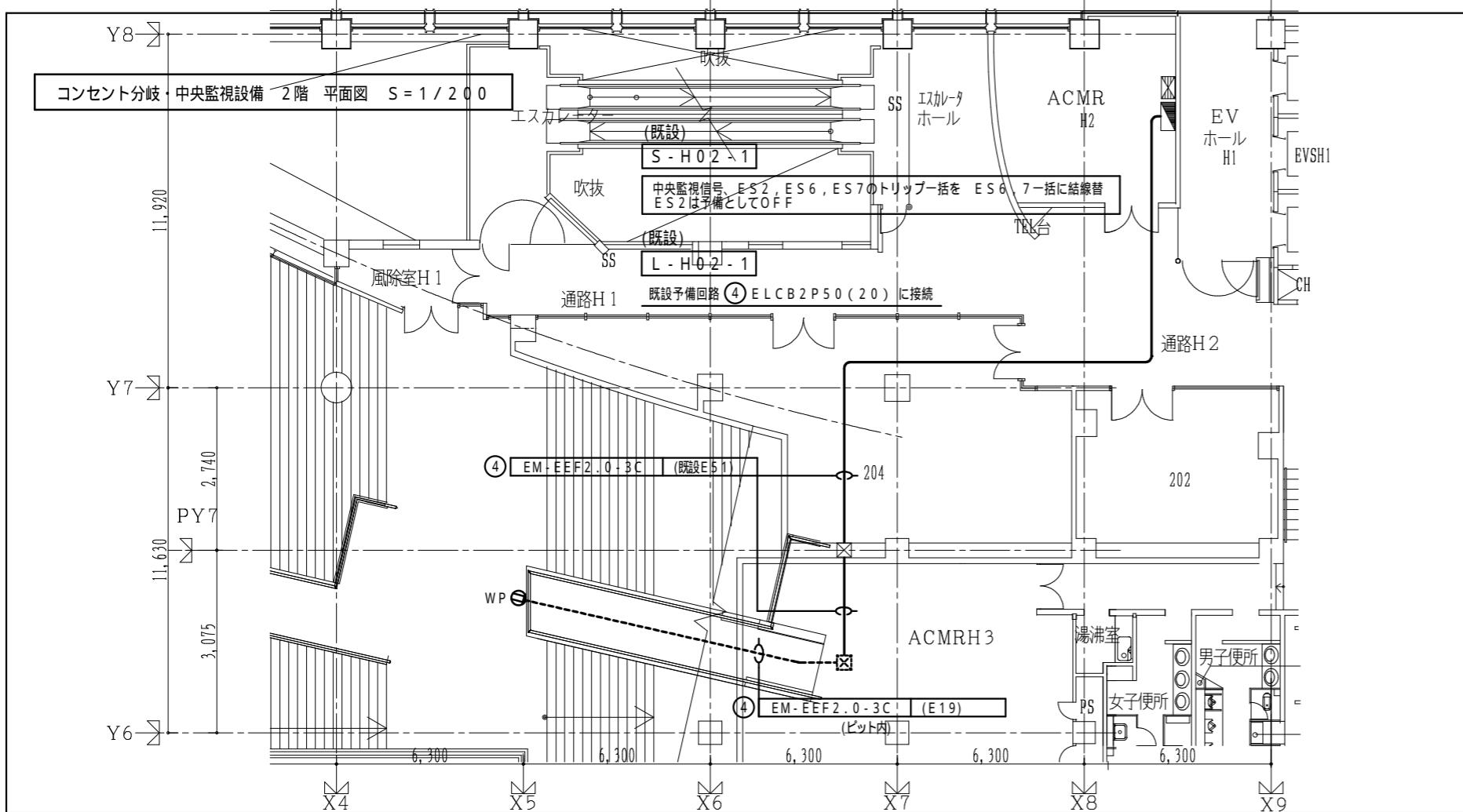
電灯分岐設備 3階 平面図



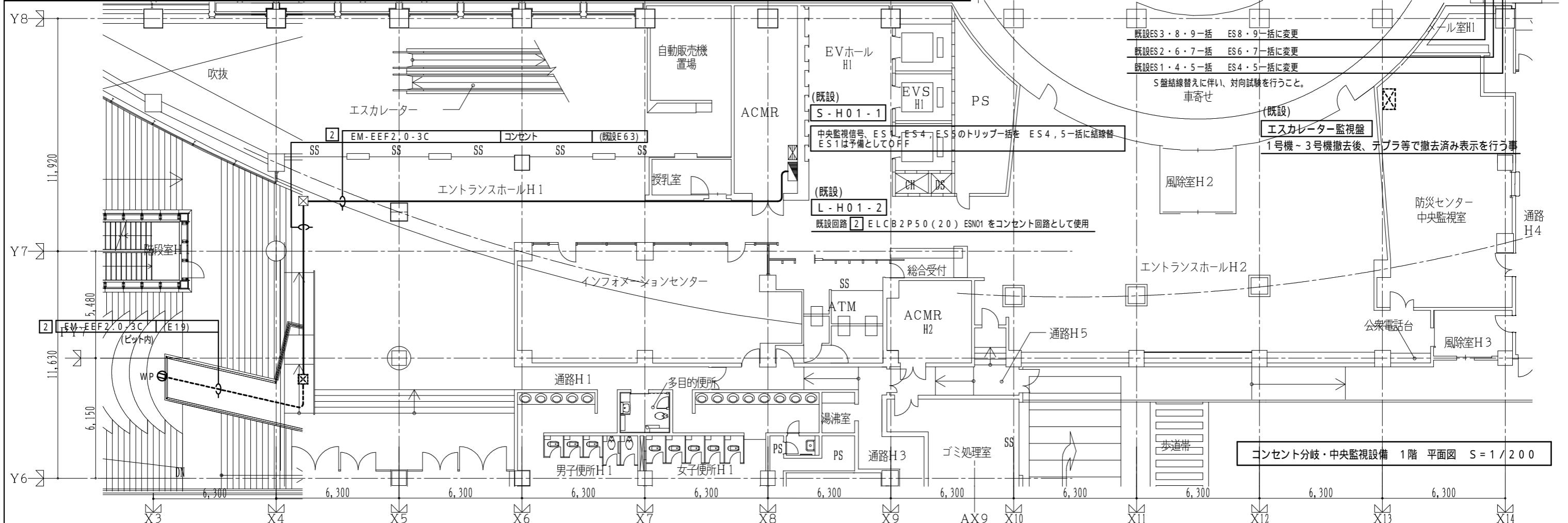
電灯分岐設備 1階 平面図

S = 1 / 2 0 0



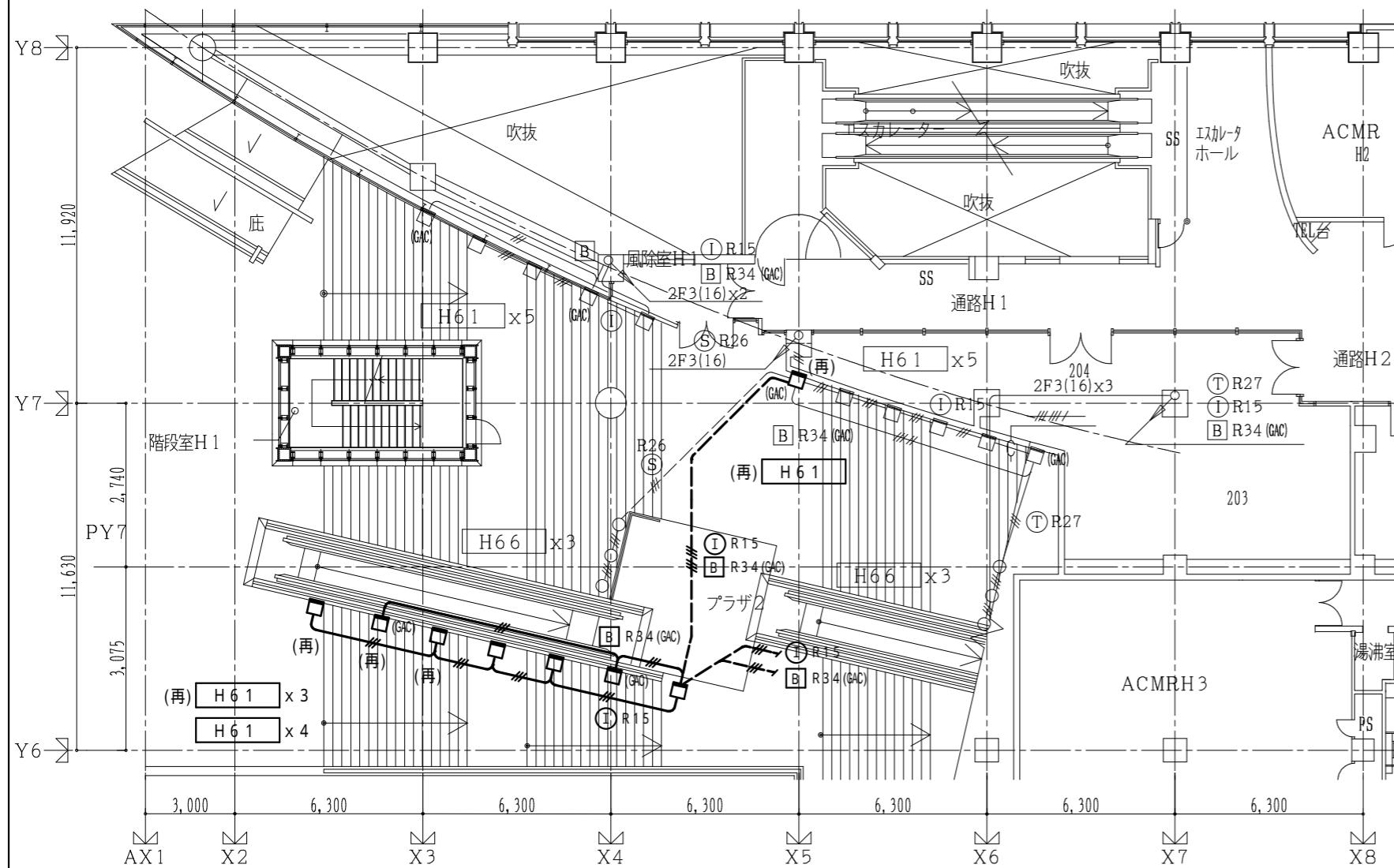


名 称	リモート盤	動力盤	表 示		
			状態	故障 COS	故障トリップ
H棟1F エスカレーター盤 トリップ故障	RU-H01-1	S - H01 - 1			
H棟2F エスカレーター盤 トリップ故障	RU-H02-1	S - H02 - 1			
H棟3F エスカレーター盤 トリップ故障	RU-H02-1	S - H03 - 1			



電灯分岐設備 2階 撤去平面図

S = 1 / 2 0 0

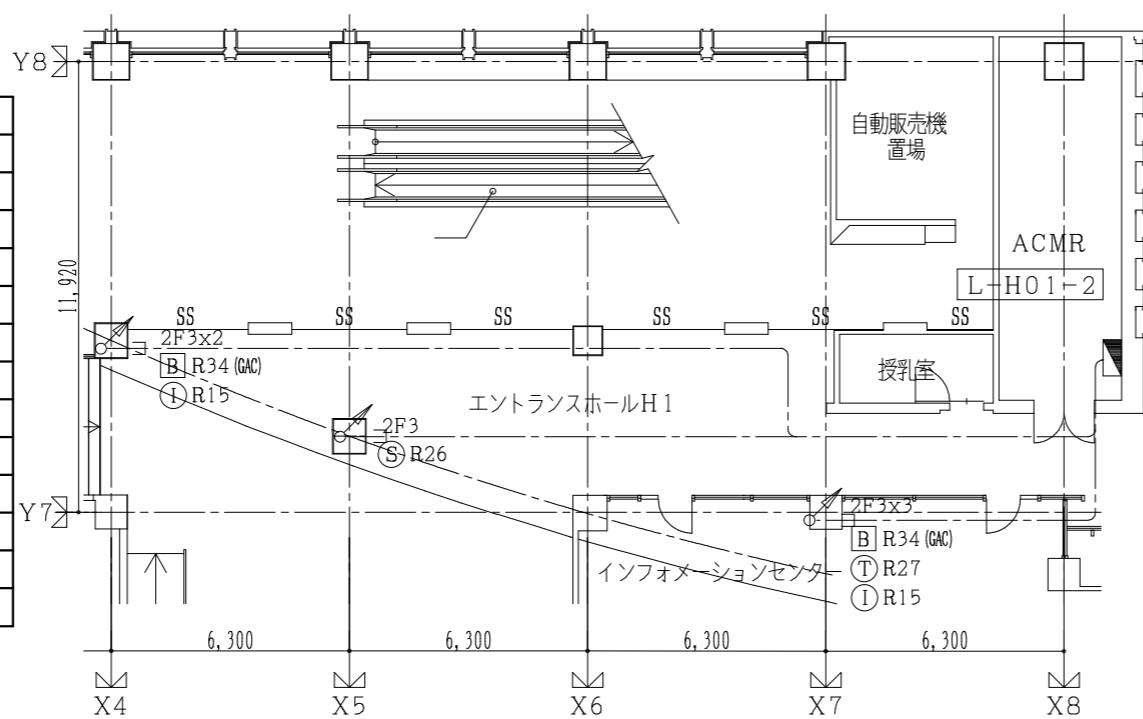
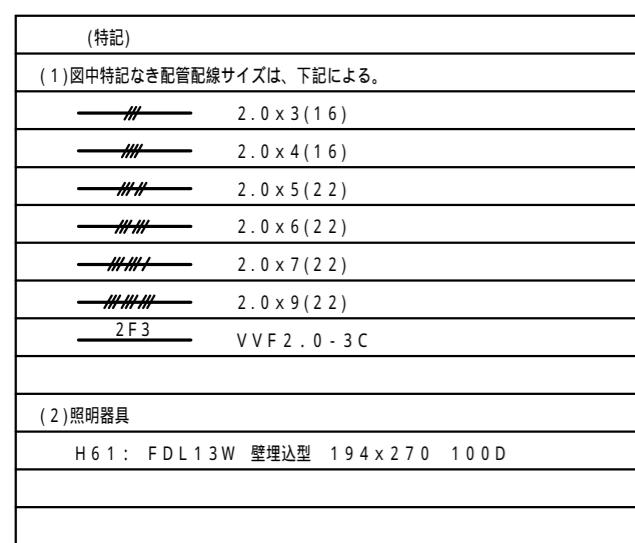


電灯分岐設備 4階 撤去平面図

This architectural floor plan illustrates the layout of the third floor. The plan includes various rooms such as the '図書資料・国際交流展示室' (Library Materials International Exchange Exhibition Room), '事務室' (Office), and '県政情報提供室' (Prefectural Government Information Provision Room). Key dimensions shown include horizontal spans of 6,300 units between columns X6, X7, X8, and X9, and vertical heights of 2,000, 6,150, 11,630, PY7, and Y7 units. Structural details include a central staircase and a series of beams labeled R15, R34 (GAC), and H61 x 4. A legend at the bottom right identifies symbols for walls, windows, doors, and other structural elements.

電灯分岐設備 1階 撤去平面図

S = 1 / 200



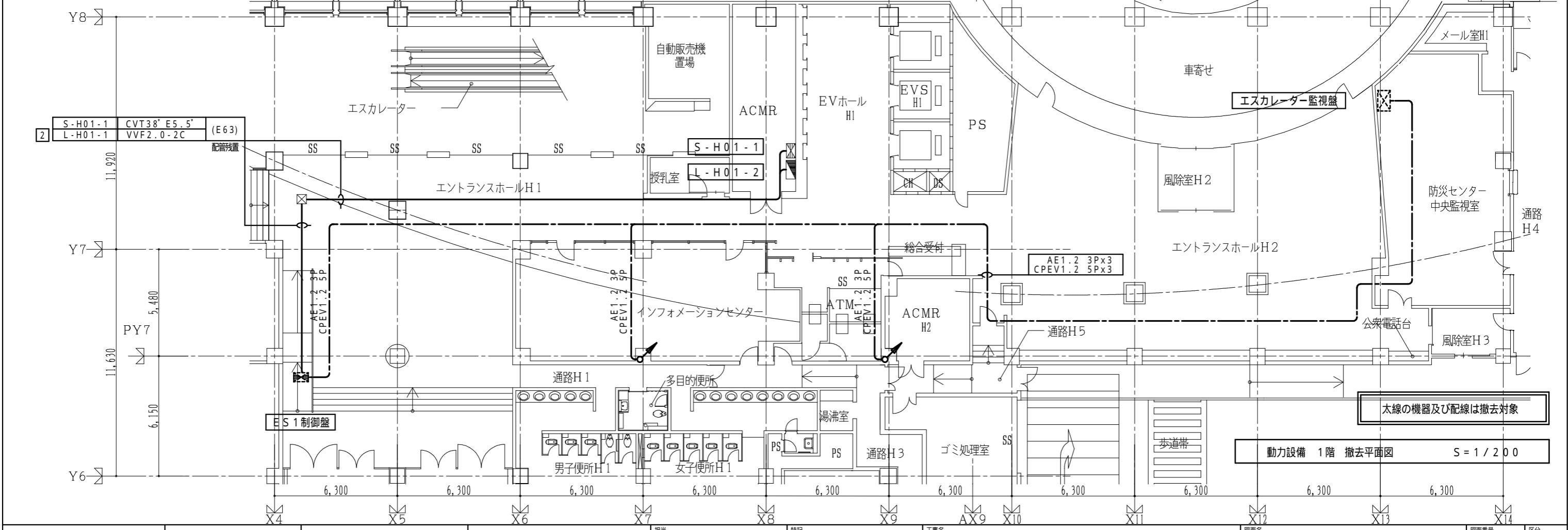
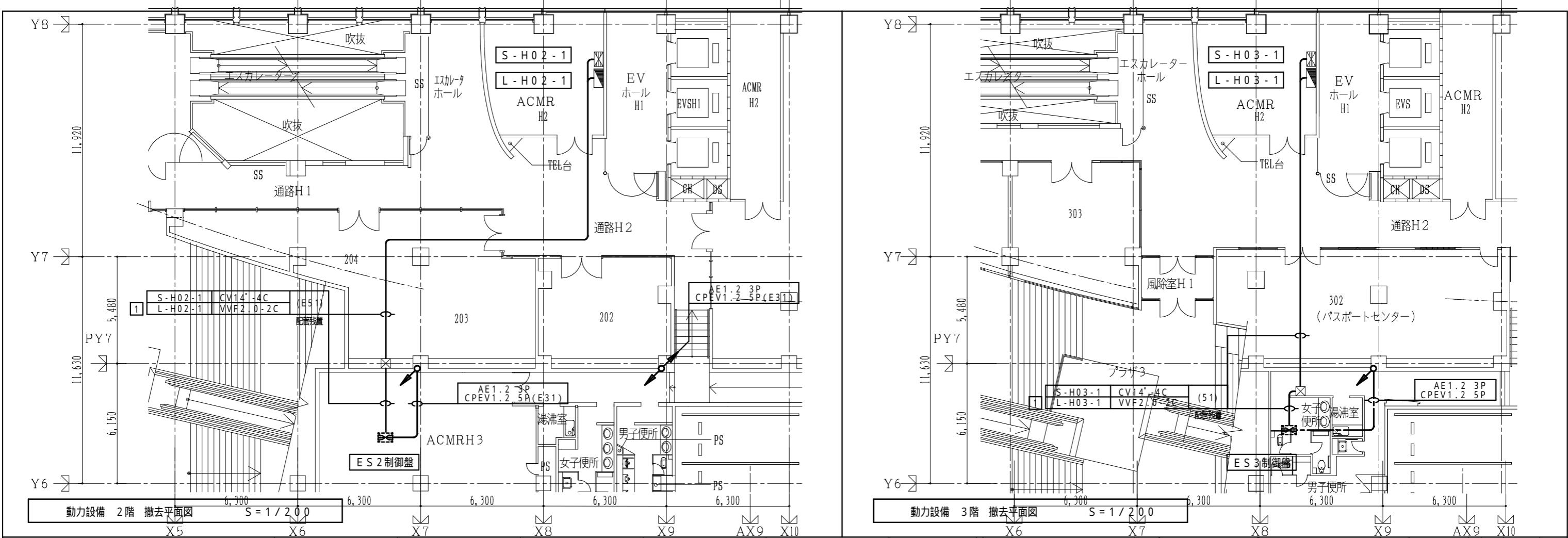
電灯分岐設備 3階 撤去平面図

This architectural cross-section diagram illustrates a building's vertical profile across several floors. The vertical axis is defined by horizontal reference lines labeled Y7, PY7, Y6, and Y5 from top to bottom. Key dimensions include a total height of 5,480 units between Y7 and Y5, and floor-to-floor heights of 1,630 and 6,150 units. The diagram shows a series of rooms and structural elements:

- Level Y7:** Features a circular opening and a rectangular structure labeled "風除室 H 1".
- Level PY7:** Labeled "プラザ2" and contains components R15 and B R34 (GAC).
- Level Y6:** Labeled "H 6 1" x 4 and "H 6 1" x 2.
- Level Y5:** Shows a series of rectangular structures labeled X4, X5, X6, X7, and X8, with a width of 6,300 units indicated between X5 and X6, X6 and X7, and X7 and X8.

The diagram also includes labels such as "(再)" (repeated) and "(GAC)" indicating specific construction details or materials.

太線の機器及び配線は撤去対象



NTTファシリティーズ	株式会社 NTTファシリティーズ 一級建築士事務所 中国支店 広島県知事登録第22(1)第2404号	担当 岩坂 優一 特記 管理番号 4JS120KJ1	工事名 山口県国際総合センター屋外エスカレーター跡地改修電気設備工事	図面名 動力設備 1~3階 撤去平面図	図面番号 E-06	区分 電気
				縮尺 (A3) 1 / 200	年月日 2025年12月	